

平成 30 年 2 月 27 日

平成 30 年第 1 回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

## 目 次

I	神奈川県環境基本計画進捗状況点検について	1
II	水質汚濁に係る環境基準の類型指定等について	13
III	緑化協力金制度の廃止について	20
IV	鳥インフルエンザへの対応について	24
V	鳥獣被害対策の取組について	28
VI	森林環境税（仮称）等の概要について	37
VII	ウメ輪紋ウイルスへの対応状況について	39
VIII	台風第21号による被害への対応状況について	41
IX	平成29年度環境農政局が所管する公共事業の評価結果について	42
X	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について	60
XI	本庁機関の再編について	62
XII	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について	65
XIII	「神奈川県食育推進計画」改定案について	68

# I 神奈川県環境基本計画進捗状況点検について

神奈川県環境基本計画は、本県における環境政策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

このたび、県が 2016（平成 28）年度の施策の進捗状況等を自己評価するとともに、環境審議会においてその評価の検証を行ったことから、概要を報告する。

## 1 計画の進捗状況

### (1) 環境審議会による評価（総括）

環境基本計画に位置付けた重点施策の数値目標の進捗について、県による自己評価は妥当であり、一部遅れている施策の分野はあるが、全体としては、概ね順調に進んでいると評価する。

（参考）重点施策の進捗状況一覧（県による自己評価）

中柱	重点施策	評価
地球温暖化	事業者による自主的な取組等の促進	やや遅れています（※）
	再生可能エネルギー等の導入加速化 安定した分散型電源の導入拡大	やや遅れています
資源循環	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	遅れています（※）
	廃棄物の適正処理の推進	遅れています
自然環境	地域の特性に応じた生物多様性の保全	順調に進んでいます
	自然が持つ水循環機能の保全・再生	概ね順調に進んでいます
生活環境	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	順調に進んでいます
	水質保全対策の推進	概ね順調に進んでいます（※）
	化学物質に係る環境保全対策の推進	概ね順調に進んでいます（※）
	農林水産業の振興を通じた環境への配慮	順調に進んでいます
人材・技術	環境学習・教育の推進	順調に進んでいます
	環境にやさしい暮らしの促進	順調に進んでいます

備考 1 （※）の評価については、2016 年度実績を現在、取りまとめ中のため、暫定的な評価になる。今後、実績が確定した段階で、改めて評価を見直す。

備考 2 評価の基準は、次の分類を基本としている。

「順調に進んでいます」 : 目標を達成しているもの（見込みを含む。以下同じ）

「概ね順調に進んでいます」 : 目標は達成していないが実績値が基準値の水準を上回っているもの

「やや遅れています」 : 目標は達成していないが、基準値の水準が維持されているもの

「遅れています」 : 目標を達成しておらず、実績値が基準値の水準を下回っているもの

(2) 中柱ごとの評価・検証

ア 地球温暖化への対応

(ア) 県による自己評価

(施策の取組内容)

- 2016年10月に地球温暖化対策計画を改定し、従来の地球温暖化の防止を図る緩和策に加えて適応策を位置付けた。
- 事業活動温暖化対策計画書制度の運用や事業者による自主的な取組の促進は着実に進んでいる。また、中小規模事業者に対する省エネルギー対策への取組支援を実施した。
- 薄膜太陽電池やガスコーチェネレーション、水素エネルギー、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、蓄電池の導入支援等により、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入が進んだ。

(重点施策の数値目標の進捗状況)

<大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合>

- 2016年度の実績は取りまとめ中だが、2015年度の実績から、2016年度目標の66%に向けては、やや遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				66%	68%	70%	72%	74%
実績	61.1%	66.7%	61.3%	2018年4月 把握予定				

<県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合>

- 年間電力消費量の削減が概ね順調に進んでいるのに対し、固定価格買取制度の見直しなどの影響により、太陽光発電の新規導入量が鈍化している。このため、基準値の水準を上回っているものの、前年度実績を下回っていることから、やや遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				15.5%	17.4%	19.6%	22.1%	25%
実績	約11.5%	12.4%	13.8%	13.5%				

(対応の方向性)

- ・ 事業活動温暖化対策計画書制度により、二酸化炭素排出量削減に向けた事業者の自主的な取組を促進する。また、事業者が目標を達成できるよう、現地調査等により、必要な指導及び助言を行う。
- ・ 「薄膜太陽電池普及拡大プロジェクト」により実際に導入された事例のPRや、ZEHやZEBの導入支援などの取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 温室効果ガスの排出量は、2014年度（速報値）では、前年度に比べ減少しているが、依然として業務部門と家庭部門の排出量が高い傾向にあるので、両部門の排出量削減に引き続き、重点的に取り組む必要がある。
- ・ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進については、やや遅れており、太陽光発電の新規導入量が鈍化していることから、引き続き導入支援や普及啓発に取り組む必要がある。
- ・ 新たに地球温暖化対策計画に位置付けた「適応策」は、県民や事業者の認知度がまだ低いため、周知を図るとともに、県内における影響を把握し、必要な対策の検討・研究など適切な取組を推進していく必要がある。

## イ 資源循環の推進

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- ・ 2017年3月に神奈川県循環型社会づくり計画を改訂し、排出量に係る目標に加え、新たに再生利用に係る目標及び適正処理に係る目標を位置付けた。
- ・ 一般廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進のため、県民への普及啓発や事業者への支援、市町村と連携した取組を促進した。
- ・ 産業廃棄物については、多量排出事業者における3Rの促進のため廃棄物自主管理事業を行った。
- ・ 廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び処理事業者への指導や県民、事業者及び市町村等と連携・協力した不法投棄・不適正保管対策を推進した。
- ・ 災害時に発生する廃棄物への対応については、廃棄物処理法等の改正を受け、市町村等と調整しながら検討を進め、2017年3月に神奈川県災害廃棄物処理計画を策定した。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

##### <製造業における産業廃棄物の再生利用率>

- ・ 2016年度の実績は取りまとめ中だが、2015年度実績が43.4%であり、基準値（2013年度実績：45.1%）を下回っていることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				46%	47%	48%	49%	50%
実績	45.1%	43.5%	43.4%	2018年3月 把握予定				

##### <不法投棄等残存量>

- ・ 2016年度実績は14.1万tであり、前年度より増加していることから、遅れている。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
実績	12.8 万t	12.7 万t	12.7 万t	14.1 万t				

(対応の方向性)

- ・ 一般廃棄物については、更なる排出抑制や再生利用等を図るため、家庭や事業者における3Rの取組を推進する。
- ・ 産業廃棄物については、県内の排出量に占める割合が大きい業種の1つである製造業における再生利用率を向上させるため、先進事例の紹介や再生利用が進みやすい分別の働きかけなどにより、事業者における自主的な取組を促進する。
- ・ 廃棄物の適正処理の推進については、不法投棄等の大部分が建設廃棄物であることから、建設工事の元請業者に向けてチラシ等による排出者責任の周知を行うとともに、不法投棄等残存量の削減に向けて、引き続き監視パトロール等による早期発見と速やかな指導による不法投棄の未然防止、既存事案の改善指導を進める。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ 一般廃棄物については、再生利用率が横ばい傾向となっていることから、地域における家庭や事業者のリサイクルが着実に推進されるよう、引き続き市町村との協働・連携を進めていく必要がある。
- ・ 産業廃棄物については、近年では、排出量、再生利用率、最終処分量ともに横ばい傾向で推移しているため、県内における産業廃棄物の排出量が多い業種の1つであり、かつ再生利用率が低い製造業等への対策に一層力を入れる必要がある。

## ウ 自然環境の保全

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- ・ 2016 年度には第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画や第 3 期丹沢大山自然再生計画などを策定した。
- ・ 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づく地域選定や団体の活動協定認定制度は順調に運用されている。
- ・ 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、自然環境を利活用した観察会などを開催し、生物多様性の理解と保全行動の促進に努めた。
- ・ 第 3 次ニホンジカ・ニホンザル管理計画に基づき、個体数調整、生息環境整備及び被害防除等に取り組んだ結果、ニホンジカは個体数が減少傾向を示し、植生も一部で回復が見られるが、全体的な回復には至っていない。また、ニホンザルは群れの数や個体数の大幅な増加はないが、農業被害の改善は認められず、生活被害や人身被害は増加傾向にある。
- ・ 荒廃が進んでいた私有林を重点的・集中的に確保・整備を進めてきた結果、長期にわたり森林整備を行う必要がある箇所の確保は概ね完了し、水源林の整備面積についても、増加している。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

##### <里地里山の保全活動に取り組んだ人数>

- ・ 市町村と連携した活動団体の掘り起こしや保全活動情報の積極的な発信により順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目 標			4,800 人	4,900 人	5,000 人	5,100 人	5,200 人
実 績	4,599 人	5,365 人	4,812 人				

## <水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合>

- 目標に届かなかったが、適切に管理された森林面積の割合は増加しており、水源かん養などの公益的機能の高い水源林づくりは概ね順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			84%	87%	90%	92%	95%
実績	78%	80%	82%				

### (対応の方向性)

- 2016 年度に策定した第3期丹沢大山自然再生計画、第4次ニホンジカ・ニホンザル管理計画に基づき、ブナ林再生、野生鳥獣の個体調整や生息環境整備による被害の拡大防止等の取組を進める。
- 生物多様性に関する情報を収集して発信するとともに、自然環境を利活用した観察会などを開催することにより、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組んでいく。
- 水源環境の保全については、第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、すべての県民が利用する豊かな水を育む良好な水源環境の保全・再生に取り組んでいく。

### (イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

### (主な個別意見)

- 里地里山の保全については、より一層、里地里山の保全等に取り組む団体等との連携強化を図るとともに、都市住民等の里地里山の保全等への参加や県民理解を促進していく必要がある。
- 丹沢大山の保全・再生については、一部の地域では林床植生の回復が見られるなど、一定の成果が得られているが、丹沢全域での自然再生には至っていないことから、ブナハバチ防除対策など開発した技術を活用して、ブナ林再生の対策を段階的に進めるとともに、引き続き土壌流出対策を実施する必要がある。

## エ 生活環境の保全

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- 自動車排出ガス総量削減については、自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画に基づく様々な取組により、自動車からの窒素酸化物・粒子状物質の排出量は減少傾向にある。
- 微小粒子状物質（PM2.5）対策では、ガソリンベーパー（ガソリンが気化した蒸気）に着目し、ガソリンベーパーのほとんどを車体内で回収し、運転中に燃料として再利用できるORVR車の普及に向けた啓発活動を行うとともに、PM2.5の高濃度予報を実施した。
- 水質汚濁防止法をはじめとする関係法令等に基づいて、工場事業場等に対して指導を行うなど、着実に取組を進めた。
- 水域や大気中における化学物質の実態調査によって状況を確認するとともに、法令に基づく届出から状況の確実な把握に努め、化学物質の性質、事故事例等の情報を提供した。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

< PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値 >

- 2016年度は目標を達成したが、引き続き推移を見ていく。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	15.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	13.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	12.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$				

<東京湾へのC O D、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量>

- 2016年度の実績は取りまとめ中だが、2016年度の汚濁負荷量も前年度と同水準の実績と見込まれるため、概ね順調に進んでいる。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績								
COD (t / 日)	23	22	22					
窒素 (t / 日)	27	26	26	2018年 3月把 握予定				
りん (t / 日)	2.0	2.0	2.0					

<化学物質の環境への届出排出量>

- 2016年度の実績は取りまとめ中だが、法令に基づく届出制度について事業者の理解が十分進んでおり、環境への排出量も長期的に減少傾向にあるため、概ね順調に進んでいる。

年度 項目	2013 (基準値)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標				前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減	前年度 より削減
実績	5,773t	5,542t	5,552t	2018年4月 把握予定				

<新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数>

- 2016年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目標			15人	30人	45人	60人	75人
実績	13人	23人	19人				

注) 2014~2016年度は単年度実績

(対応の方向性)

- ・ PM2.5について、全有効測定局で環境基準を達成した。基準達成を維持できるよう引き続き取組を進める。
- ・ ガソリンベーパー対策については、中央環境審議会の答申（2017年5月）において、ガソリンベーパーを吸引できる給油機の導入を、燃料小売業界の自主的取組として進めていく等の方針が示された。これを踏まえ、九都県市とも連携し、業界の取組が進むような働きかけを行う。
- ・ 東京湾には周辺都県市からの生活排水も流入していることから、九都県市首脳会議など広域連携により、生活排水由来の汚濁物質の削減対策を進める。
- ・ 化学物質対策については、事業者による自主的な化学物質の排出抑制は概ね順調に成果を上げているため、引き続き取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・ PM2.5の濃度については、目標を達成しているが、経年のデータの蓄積が乏しく、気象の影響を受け易いものであることから、引き続き推移を注視していく必要がある。
- ・ 光化学オキシダントについては、依然として環境基準を達成するに至っていないので、環境基準の達成に向け、引き続き取組を推進する必要がある。
- ・ 水環境保全対策については、東京湾に流入する汚濁負荷量の削減も進み、目標値に近い数値で維持されているが、東京湾における赤潮発生状況等にも注視しながら関係自治体と協力し、引き続き取組を推進していく必要がある。

## 才 人材の育成と協働・連携の推進、力 技術力の活用

### (ア) 県による自己評価

#### (施策の取組内容)

- ・ 学校や地域における環境学習や環境教育は、様々な形で実施しており、主体となる人材の育成や、機会の提供等の取組が進んでいる。
- ・ 産業活動における環境分野での取組を進展させていくため、水素エネルギーなど環境にやさしい先進的な技術の導入に取り組む事業者への情報提供や、交流機会の確保に努めた。
- ・ 官民の協働・連携による環境保全の取組や九都県市首脳会議等との連携による県域を越えた広域的な課題への取組については、自然環境や生活環境の保全、地球温暖化対策の推進など、さまざまな分野において着実に取組を進めた。

#### (重点施策の数値目標の進捗状況)

##### < N P O ・ 企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数 >

- ・ 2016 年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目 標			6,000 人	12,000 人	18,000 人	24,000 人	30,000 人
実 績	5,174 人	6,858 人	8,066 人				

注) 2014~2016 年度は単年度実績

##### <マイエコ 10 (てん) 宣言の宣言者数 (個人累計) >

- ・ 2016 年度は目標人数を上回り、取組は順調に進んでいる。

年度 項目	2014 (基準値)	2015	2016	2017	2018	2019	2020
目 標			17 万人	19 万人	21 万人	23 万人	25 万人
実 績	123,940 人	140,505 人	173,979 人				

(対応の方向性)

- ・マイエコ 10 宣言は、宣言者の自発的な取組を促しており、宣言者数の増加と併せて、環境にやさしい活動への意識が一層県民に浸透するよう、積極的に取組を進める。
- ・技術分野では、引き続き、企業間連携等の促進、県の試験研究機関における調査研究結果の発信により、多様な技術が環境問題の解決に活用されていくよう取組を進める。

(イ) 環境審議会による検証

県の自己評価は妥当である。

(主な個別意見)

- ・環境・エネルギー学校派遣事業は、良好な環境を次世代へ継承していくために重要な取組のため、引き続き推進していく必要がある。
- ・マイエコ 10 宣言の取組については、地球環境保全に関する意識を高め、県民一人ひとりのライフスタイル転換を促すきっかけとなることから、引き続き重点的に取り組んでいく必要がある。

## 2 今後のスケジュール

平成 30 年 2 月～3 月	進捗状況点検報告書の公表及び県民意見募集
5 月（予定）	県民意見募集結果の公表

### 《参考資料》

神奈川県環境基本計画進捗状況点検書 2016（平成 28）年度実績

## II 水質汚濁に係る環境基準の類型指定等について

国は、環境基本法第16条に基づき、水質汚濁に係る環境基準を定めている。今回、県内の河川（国が類型指定を行っている多摩川及び相模川の本川を除く。）の水生生物の保全に係る環境基準（以下「水生生物環境基準」という。）の類型指定を行うとともに、相模川支川の秋山川等9河川について生物化学的酸素要求量（BOD）等5項目に係る生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境基準」という。）の類型指定等を行うことから、その概要について報告する。

### 参考1 水質汚濁に係る環境基準

区分	環境基準が設定されている項目	基準の適用方法
人の健康の保護に関する環境基準	カドミウム、鉛等27項目	・全国一律基準を適用
生活環境の保全に関する環境基準（生活環境基準）	pH、BOD又はCOD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質	・利用目的の適応性に応じて水域を類型化 ・水域類型ごとに基準値を設定し、適用
	全窒素、全燐	
水生生物の保全に係る環境基準（水生生物環境基準）	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS	・水生生物の生息状況の適応性に応じて水域を類型化 ・水域類型ごとに基準値を設定し、適用

### 1 河川に係る水生生物環境基準の類型指定

#### (1) 類型指定の検討

国は水生生物を保全する観点から、平成15年11月に水生生物環境基準を新たに設定し、全亜鉛の環境基準値を定めた。その後、平成24年8月にノニルフェノール、平成25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）が環境基準項目に追加されたことを受けて、県は、これまで各河川の実態調査を進めてきた。

水生生物環境基準の類型指定に当たっては、水質の状況、水温、魚介類（生物A類型に相当する冷水性の魚介類と生物B類型に相当する温水性の魚介類）の生息状況等の情報をもとに検討を行った。

### 参考2 河川に係る水生生物環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値 ※		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※ 全亜鉛は生育不全などの慢性毒性、ノニルフェノール及びLASは半数致死などの急性毒性等に基づき基準値が定められた。

## 類型に対応する魚介類の分類（淡水域）

類型（分類）	指標となる魚介類
生物A (冷水性の魚介類)	ヤマメ、サクラマス、イワナ、アメマス、カラフトマス、ニジマス、ヒメマス、ベニザケ、カジカ（大卵型）等
生物B (温水性の魚介類)	ウグイ、オイカワ、フナ類、コイ、ドジョウ、ナマズ、ヨシノボリ類、テナガエビ、ヒラテテナガエビ、マジミ等

※ 生物特A及び生物特Bは水産資源保護法で指定する保護水面等であり、県内には該当する河川はない。

### ア 類型の当てはめ

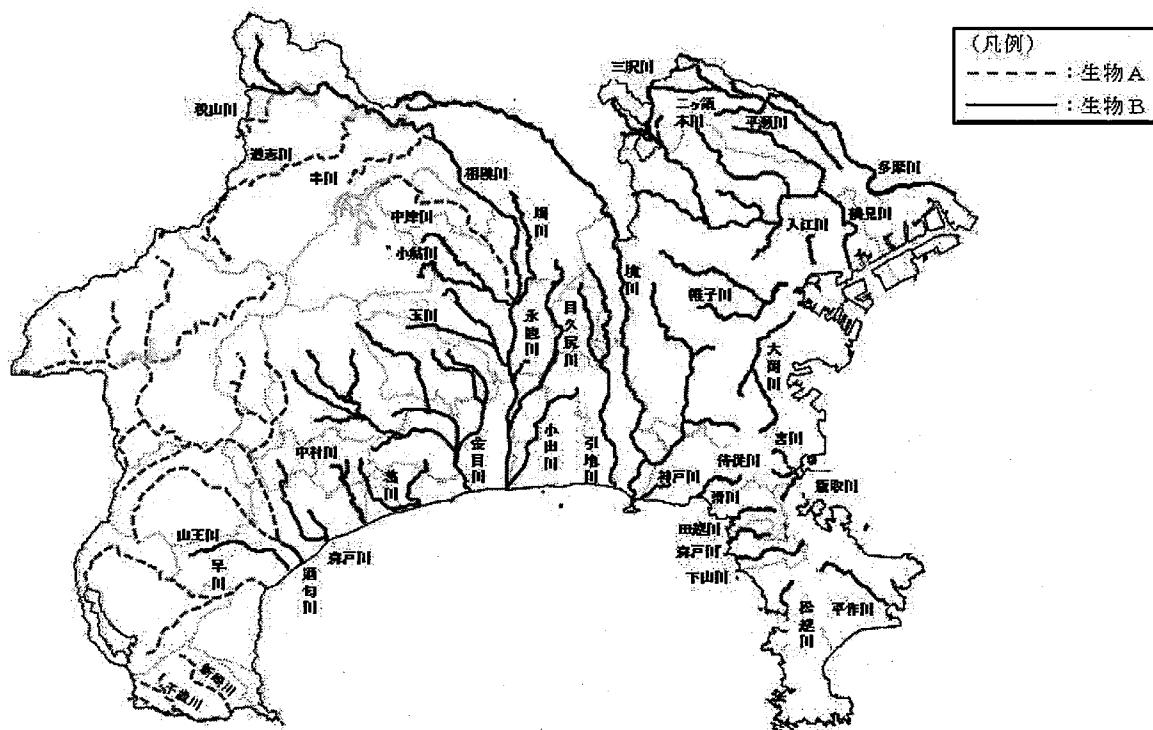
- (ア) 冷水性の魚介類が生息していない河川については、「生物B類型」とした。
- (イ) 冷水性の魚介類が生息している河川については、その生息の有無だけではなく、生息範囲、水温等を踏まえ、生息範囲が連続的かつ広範囲である水域については「生物A類型」とし、水温が比較的高く、生息範囲も限定的で生息数も少ない水域については「生物B類型」とした。

### イ 達成期間の判断

水質が環境基準値に適合し、将来的にも継続して適合すると見込まれる場合にあっては「イ：直ちに達成」とした。環境基準値の超過がある場合は、水質改善の具体的な施策があり、改善が見込まれる場合にあっては「ロ：5年以内で可及的速やかに達成」、当面、水質汚濁の原因を究明し、改善施策の検討等の必要性がある場合にあっては「ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成」とした。

### ウ 環境基準点の設定

1 水域1環境基準点を基本とし、水域の水質汚濁状況を把握でき、水質を代表し得る最下流の調査地点を環境基準点とした。



県内河川の水生生物環境基準の類型指定図

## (2) 類型指定（案）

検討の結果を踏まえ、県内河川の水生生物環境基準の類型指定は次のとおりとする。

水域名（範囲）	類型	達成期間	環境基準点
三沢川（全域）	生物B	イ	一の橋
二ヶ領本川（全域）	生物B	イ	堰前橋
平瀬川（全域）	生物B	イ	平瀬橋（人道橋）
鶴見川（全域）	生物B	ロ	臨港鶴見川橋
入江川（全域）	生物B	イ	入江橋
帷子川（全域）	生物B	イ	水道橋
大岡川（全域）	生物B	イ	清水橋
宮川（全域）	生物B	イ	瀬戸橋
侍従川（全域）	生物B	イ	平潟橋
鷹取川（全域）	生物B	イ	追浜橋
平作川（全域）	生物B	イ	夫婦橋
松越川（全域）	生物B	イ	竹川合流後
下山川（全域）	生物B	ロ	下山橋
森戸川（河口が葉山町に係るものの全域）	生物B	ロ	森戸橋
田越川（全域）	生物B	イ	渚橋
滑川（全域）	生物B	イ	滑川橋
神戸川（全域）	生物B	イ	神戸橋
境川（全域）	生物B	イ	境川橋
引地川（全域）	生物B	イ	富士見橋
秋山川（全域）	生物A	イ	道志第1発電所上流
道志川（全域）	生物A	イ	弁天橋
串川（全域）	生物A	イ	河原橋
鳩川（全域）	生物B	イ	馬船橋
中津川（全域）	生物A	イ	第一鮎津橋
小鮎川（全域）	生物B	イ	第二鮎津橋
玉川（全域）	生物B	イ	相川水位観測所
永池川（全域）	生物B	イ	新竹沢橋
目久尻川（全域）	生物B	イ	河原橋
小出川（全域）	生物B	イ	宮の下橋
金目川（全域）	生物B	イ	花水橋
葛川（全域）	生物B	ロ	吉田橋
中村川（全域）	生物B	イ	押切橋
森戸川（河口が小田原市に係るものの全域）	生物B	イ	親木橋
酒匂川上流（十文字橋から上流の区域であって、丹沢湖の区域に係る部分を除いたもの）	生物A	イ	十文字橋
酒匂川下流（十文字橋から下流の区域）	生物B	イ	酒匂橋
山王川（全域）	生物B	イ	山王橋
早川（全域）	生物A	イ	早川橋
新崎川（全域）	生物A	イ	吉浜橋
千歳川（全域）	生物A	イ	千歳橋

## （参考）国による県内河川に係る水生生物環境基準の類型指定の状況

水域名（範囲）	類型	達成期間	環境基準点	指定年月日
多摩川中流・下流（拝島橋より下流）	生物B	イ	多摩川原橋、田園調布取水堰（上）、大師橋	H18. 6. 30
相模川（1）（小沢頭首より上流に限る。）	生物A	イ	小倉橋	H21. 11. 30
相模川（2）（小沢頭首より下流に限る。）	生物B	イ	寒川取水堰（上）、馬入橋	H21. 11. 30

## 2 河川に係る生活環境基準の類型指定等

### (1) 類型指定の検討

生活環境基準の類型が未指定であった相模川支川については、これまで国が本川で指定している類型を準用することで評価してきたが、水生生物環境基準の類型指定に合わせて、既に指定されている中津川を除く9河川（秋山川、道志川、串川、鳩川、小鮎川、玉川、永池川、目久尻川、小出川）の類型指定を行うこととした。指定に当たっては、直近5年の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果と国が行った本川の類型指定の状況をもとに検討を行った。

### 参考3 河川に係る生活環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

#### ア 類型の当てはめ

本川、支川を含め水域全体で類型を考えるため、支川が流入する相模川本川で設定されている類型と同一とした。

#### イ 達成期間の判断

水質が環境基準値に適合し、将来的にも継続して適合すると見込まれる場合にあっては「イ：直ちに達成」とした。環境基準値の超過がある場合は、水質改善の具体な施策があり、改善が見込まれる場合にあっては「ロ：5年以内で可及的速やかに達成」、当面、水質汚濁の原因を究明し、改善施策の検討等の必要性がある場合にあっては「ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成」とした。

#### ウ 環境基準点の設定

水域の水質汚濁状況を把握でき、水質を代表し得る地点として、本川に接続する最下流の調査地点を環境基準点とした。

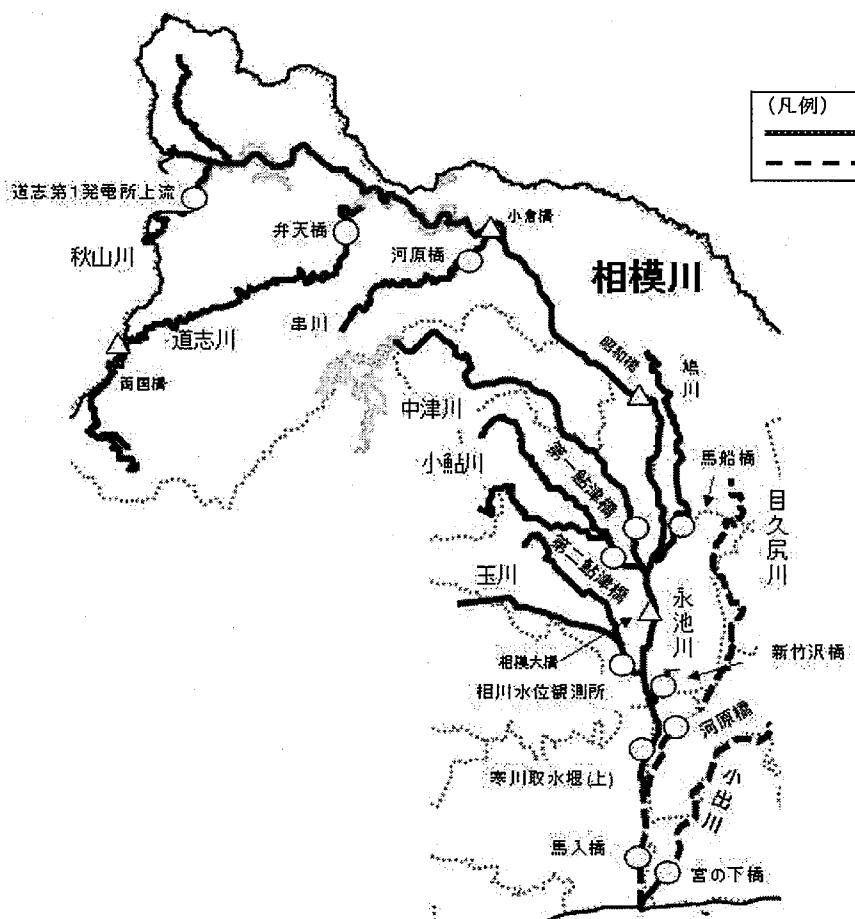
## (2) 類型指定（案）

検討の結果を踏まえ、相模川支川の生活環境基準の類型指定は次のとおりとする。

水域名（範囲）	類型	達成期間	環境基準点
秋山川（全域）	A	イ	道志第1発電所上流
道志川（全域）	A	イ	弁天橋
串川（全域）	A	イ	河原橋
鳩川（全域）	A	イ	馬船橋
小鮎川（全域）	A	イ	第二鮎津橋
玉川（全域）	A	イ	相川水位観測所
永池川（全域）	A	ロ	新竹沢橋
目久尻川（全域）	B	イ	河原橋
小出川（全域）	B	ハ	宮の下橋

## （参考）相模川水系の類型指定の状況

水域名（範囲）	類型	達成期間	環境基準点	指定年月日	見直し年月日	指定機関
相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）	A	ロ	寒川取水堰（上）	S45. 9. 1		国
相模川下流（寒川取水堰より下流）	B	イ	馬入橋	S48. 3. 31	H22. 9. 24	国
相模川支川	A	イ	第一鮎津橋	H17. 3. 11		県



相模川支川の生活環境基準の類型指定図

### (3) 入江川等6河川の類型指定の見直し

入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川及び鷹取川の6河川の水域類型は「B類型」であり、「大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しない。」としてきたが、県内の他の河川と同様に大腸菌群数についても環境基準を適用するよう見直しを行う。

### 3 今後のスケジュール（予定）

平成30年3月～4月	類型指定案の県民意見募集を実施
6月頃	類型指定を告示

#### 参考4 県内河川の生活環境基準に係る類型指定の状況

水 域 名 (範 囲)	水 域 類型	達成 期間	指 定 年 月 日	見 直 し 年 月 日	指 定 機 関
多摩川中・下流 (拝島橋より下流)	B	イ	S45. 9. 1	H13. 3. 30	国
多摩川支川	平瀬川(全域)	B	ハ	H15. 10. 7	県
	二ヶ領本川(全域)	B	ハ	H15. 10. 7	県
	三沢川(全域)	C	イ	H15. 10. 7	県
鶴見川上流 (鳥山川合流点より上流)	D	イ	S45. 9. 1	H28. 12. 2	国(県)
鶴見川下流 (鳥山川合流点より下流)	C	イ	S45. 9. 1	H28. 12. 2	国(県)
入江川 (全域)	B*	ロ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
帷子川 (全域)	B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
大岡川 (全域)	B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
宮川 (全域)	B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
侍従川 (全域)	B*	イ	S47. 3. 31	H12. 10. 31	県
鷹取川 (全域)	B*	ロ	S47. 3. 31	H13. 10. 23	県
平作川 (全域)	B	ロ	S47. 3. 31	H13. 10. 23	県
田越川 (全域)	B	イ	S47. 3. 17	H13. 10. 23	県
滑川 (全域)	B	イ	S47. 3. 17	H13. 10. 23	県
神戸川 (全域)	B	ロ	S47. 3. 17	H13. 10. 23	県
松越川 (全域)	C	イ	S55. 9. 30	H25. 7. 30	県
下山川 (全域)	C	ロ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
森戸川 (河口が葉山町に係るもの全域)	C	イ	S47. 3. 31	H29. 12. 26	県
境川 (1) (柏尾川合流点より上流 (柏尾川を除く。) の区域)	D	イ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
境川 (2) (柏尾川合流点より下流の区域及び柏尾川)	C	イ		H25. 7. 30	県
引地川 (全域)	C	イ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
相模川中流 (城山ダムから寒川取水堰まで)	A	ロ	S45. 9. 1		国
相模川下流 (寒川取水堰より下流)	B	イ	S48. 3. 31	H22. 9. 24	国
相模川支川	中津川(宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域)	A	イ	H17. 3. 11	県
金目川上流 (土屋橋の上流端から上流)	A	ハ	S47. 3. 17		県
金目川下流 (土屋橋の上流端から下流)	C	ハ	S47. 3. 17		県
葛川 (全域)	C	ハ	S47. 3. 17		県
中村川 (全域)	C	ハ	S47. 3. 17		県
森戸川 (河口が小田原市に係るもの全域)	C	イ	S47. 3. 17	H25. 7. 30	県
酒匂川上流 (飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)の区域に係る部分を除いたもの)	A	ロ	S47. 3. 17	S55. 3. 25	県
酒匂川下流 (飯泉取水堰から下流の区域)	B	イ	S55. 9. 30		県
山王川 (全域)	B	イ	S47. 3. 17	H14. 10. 1	県
早川 (全域)	A	ハ	S47. 3. 17		県
新崎川 (全域)	A	ハ	S47. 3. 17	H14. 10. 1	県
千歳川 (全域)	A	ハ	S47. 3. 17	H14. 10. 1	県

(注) 1 ※印は、大腸菌群数に係る基準値については当分の間適用しない。

2 達成期間の分類は、次のとおり。「イ」：直ちに達成、「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 鶴見川は、昭和45年当時、国が指定を行う河川とされていたが、現在は県が指定を行う河川とされている。

### III 緑化協力金制度の廃止について

県では、平成12年4月から緑化協力金制度を導入し、かながわトラストみどり基金に積み立てて、緑地の取得に充ててきたが、寄附を巡る状況の変化等を踏まえ、同制度を廃止する方向で検討しているので、こうした判断に至った状況やこれまでの検討内容等について報告する。

#### 1 緑化協力金制度の概要

緑化協力金制度は、自動車が二酸化炭素の排出など環境に負荷を与えており、一方で、緑がその負荷を緩和していることから、自動車の利用者に神奈川県の緑地保全施策の推進に協力してもらうことを目的として導入した。

また、その協力の方法については、自動車の運行に不可欠な駐車場に着目し、県及び第三セクター等の駐車場の利用者から、駐車料金と合わせて一定額（1台当たり20円）を任意で寄附していただくこととし、平成29年4月現在、49か所の駐車場で実施している。

#### 2 課題

##### (1) 寄附をめぐる状況の変化

現在、県が寄附を受け入れている基金等は、緑地保全施策関連では、かながわトラストみどり基金以外に、神奈川県水源環境保全・再生基金、かながわ森林基金及び水源林整備費指定寄附金があり、使途をかながわトラストみどり基金に特定している緑化協力金の意義が薄くなっている。

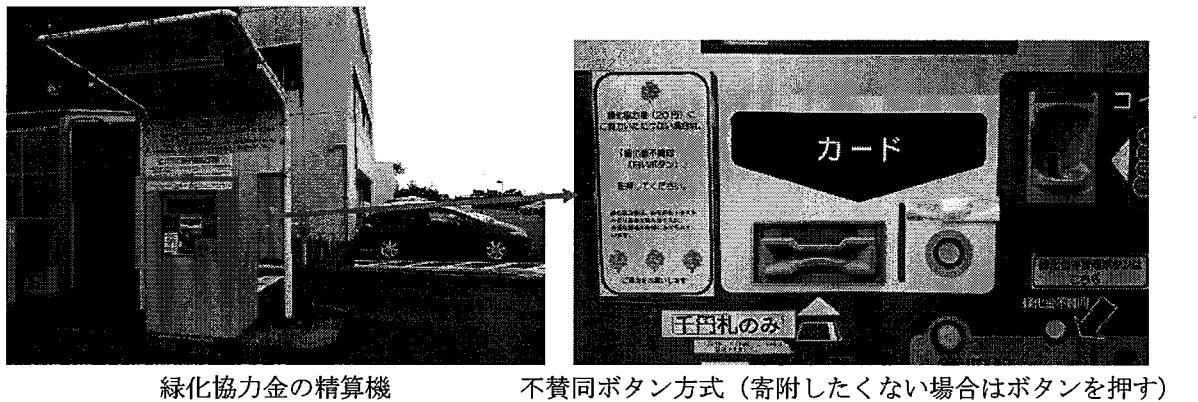
また、寄附の方法も、金融機関からの納付書による寄附やインターネットを利用したクレジットカードによる寄附が一般的となっており、さらに「ふるさと納税制度」を活用するケースもあるなど多様化しており、駐車料金と合わせて寄附していただく方法は異例となっている。

##### (2) 「賛同ボタン方式」への変更に伴う収入額の減少

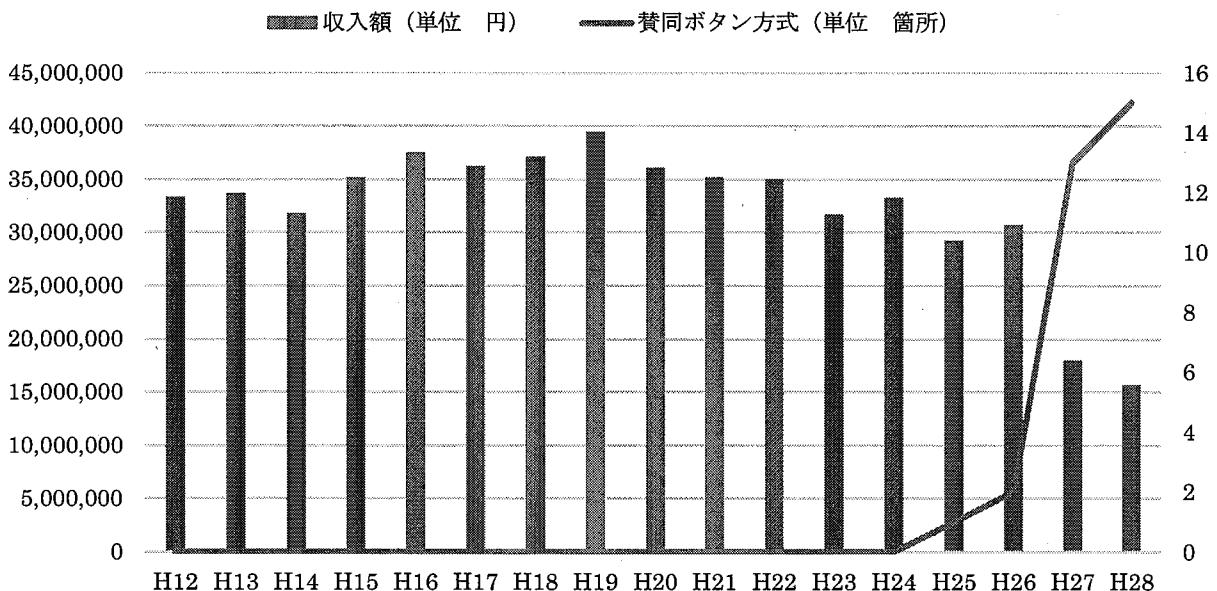
緑化協力金を駐車料金と合わせて寄附していただく際に、寄附の意思を確認する方法として、寄附したくない場合は精算機のボタンを押す「不賛同ボタン方式」及び寄附したくない場合は係員に申し出て返金してもらう「係員申出方式」を主体に採用してきた。

その後、駐車場管理者の要望等を踏まえ、平成25年度以降は、寄附したい場合に精算機のボタンを押す「賛同ボタン方式」に順次変更してきた。

その結果、緑化協力金の収入額は、平成24年度の3,324万円から平成28年度は1,566万円へと大幅に減少し、費用対効果が低くなっている。



緑化協力金収入額の推移



### (3) 定期監査の意見に対する対応

平成29年度の定期監査において、「組織及び運営の合理化に資するための意見」として、「不賛同ボタン方式」及び「係員申出方式」は、意思が不明確なまま寄附されていることが懸念されるため、寄附の任意性が十分に確保されていないと認められる施設については、その方法を再検討することが望まれるとされた。

寄附の任意性を十分に確保するには、現在残っている「不賛同ボタン方式」及び「係員申出方式」の精算機を「賛同ボタン方式」に変更する必要があるが、全て変更すると、費用は 864万円 (72万円×12機) かかると見込まれる。

一方、「賛同ボタン方式」への変更に伴い、精算機 1 機当たりの緑化協力金収入は、年間で 8 千円程度になると見込まれるため、変更費用の回収は困難となる。

### 3 対応

#### (1) 緑化協力金制度の廃止

緑化協力金制度については、次の理由から廃止することとする。

- ・ 県が受け入れている寄附の内容や方法が多様化しており、制度の意義が薄くなっている。
- ・ 駐車場の精算機を「賛同ボタン方式」に変更してきたことに伴い収入額が大幅に減少し、費用対効果が低くなっている。
- ・ 残っている「不賛同ボタン方式」及び「係員申出方式」の全ての精算機を「賛同ボタン方式」に変更すると、その費用の回収が困難となる。

なお、廃止する時期については、県立病院機構が管理している駐車場（5か所）は、通院や見舞いのために本人や家族等が継続・反復して利用しているケースが多いことから、平成29年度末をもって廃止する。

それ以外の駐車場については、各管理者と精算機の改修工事等のスケジュールを調整し、平成30年度中に順次廃止する。

#### (2) かながわトラストみどり基金への寄附の確保

かながわトラストみどり基金の残高は、平成29年3月末現在で74億5,469万円となっており、今後も基金を維持していくために、緑化協力金制度に代わる寄附を県民や事業者等から広く募っていく。

具体的には、かながわトラストみどり基金を活用して保全している川名緑地（藤沢市）、小網代の森緑地（三浦市）、鎌倉広町緑地（鎌倉市）等のPRを強化して、インターネットを利用したクレジットカードによる寄附等の増加を図る。

また、保全している緑地で開催している自然観察会やホタル観察会などをツアーハイキングと納税の返礼品としてPRすることを検討していく。

さらに、民営の駐車場を含め、かながわのナショナル・トラスト運動に賛同いただける管理者には、例えば、駐車場の料金収入の一部を自主的に寄附していただき、その旨を駐車場の看板等で表示する、（仮称）緑化協力駐車場制度の導入を働きかける。

【参考】平成28年度緑化協力金制度実施駐車場・収入額一覧

No	駐車場名	収受方法 (賛同ボタンは変更時期)	収入額(円)
1	フラワーセンターダ船植物園	不賛同ボタン	526,440
2	かながわ県民活動サポートセンター	不賛同の場合は係員に申出	171,720
3	かながわ労働プラザ	有人	2,220
4	湘南港臨港道路附属駐車場	賛同ボタン(H28.2)	8,260
5	大磯港臨港道路附属駐車場	賛同ボタン(H27.12)	16,540
6	芦ノ湖キャンプ村	有人	124,980
7	相模湖交流センター	不賛同の場合は係員に申出	39,880
8	由比ガ浜地下駐車場	賛同ボタン(H27.9)	11,260
9	葉山港臨港道路附属駐車場	賛同ボタン(H27.12)	11,920
10	(三崎漁港)本港環境整備施設区域の駐車場	不賛同ボタン	570,840
11	県民ホール	不賛同の場合は係員に申出	1,464,760
12	片瀬海岸地下駐車場	賛同ボタン(H27.3)	18,940
13	(三崎漁港)宮川環境整備施設区域の駐車場	有人	69,110
14	青少年センター	不賛同ボタン	433,160
15	花と緑のふれあいセンター	不賛同ボタン	380,840
16	小中沢駐車場	不賛同の場合は係員に申出	1,846,280
17	あいかわ公園	有人	
18	保土ヶ谷公園	賛同ボタン(H27.4)	16,360
19	三ツ池公園	不賛同の場合は係員に申出	1,383,740
20	相模湖公園	有人	381,160
21	城ヶ島公園	不賛同ボタン&有人	1,122,800
22	恩賜箱根公園	賛同ボタン(H27.4)	2,800
23	辻堂海浜公園	賛同ボタン(H27.4)	14,120
24	観音崎公園	有人	927,540
25	東高根森林公園	有人	251,580
26	相模原公園	賛同ボタン(H27.4)	9,440
27	大磯城山公園	賛同ボタン(H27.4)	600
28	七沢森林公园	有人	0
29	四季の森公園	有人	444,800
30	秦野戸川公園	賛同ボタン(H27.4)	12,620
31	茅ヶ崎里山公園	賛同ボタン(H27.4)	24,160
32	大涌谷公園	寄附金※2	1,251,001
33	足柄上病院	賛同ボタン(H29.2)	918,620
34	循環器呼吸器病センター	賛同ボタン(H25.4)	14,560
35	がんセンター	賛同ボタン(H29.7)	1,481,960
36	精神医療センター	賛同ボタン(H28.10)	160
37	こども医療センター	不賛同ボタン	1,187,540
38	城ヶ島第1、第2、第3及び第4駐車場	不賛同ボタン	40,520
39~45	神奈川県道路公社が経営する駐車場 (長者ヶ崎、稲村ヶ崎、大仏前、材木座、下浦海岸、吉浜橋、逗子海岸)	寄附金※2	360,000
46~49	株式会社湘南なぎさパークが経営する駐車場 (中部・西部・緑陰広場(湘南海岸公園)、江の島なぎさ)	寄附金※2	100,000
	汐見台病院※1	—	23,320
	利息		11
	合計		15,666,562

※1 平成28年度から実施駐車場ではなくなったが、平成27年度の収入が平成28年度に入金されたため記載

※2 駐車場管理者が収入の一部を寄附する方法

## IV 鳥インフルエンザへの対応について

平成30年1月5日に東京都大田区で回収されたオオタカから鳥インフルエンザウイルスが検出された。県では、近隣都県における鳥インフルエンザの発生として対応したことから、その概要について報告する。

### 1 これまでの経緯

#### ○平成30年1月10日

- ・東京都大田区で回収されたオオタカの遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルスが検出され、高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生として、環境省は回収箇所から半径10キロメートルを「野鳥監視重点区域」に指定。
- ・県内では、川崎市川崎区・幸区・中原区の各一部、横浜市鶴見区の一部が該当。
- ・また、香川県の養鶏場における肉用鶏が簡易検査で陽性となり、高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生として、環境省は発生農場周辺半径10キロメートルを「野鳥監視重点区域」に指定。

#### <県の対応>

- ・危機管理対策会議幹事会を開催し、鳥インフルエンザの対応について情報を共有。
- ・県ホームページ「野鳥における鳥インフルエンザについて」を更新し、県民へ注意喚起を実施。
- ・県内の一部が野鳥監視重点区域に指定されたことに伴い、区域内の野鳥の異常監視を強化（※）。
- ・自然環境保全センターにおいて、飼養野鳥への感染防止、周辺家きん等への感染拡大の防止及び人的拡散を防止するため、傷病野鳥の受入れを休止（11日より）。

#### ○1月11日

- ・香川県の養鶏場における肉用鶏の遺伝子検査でH5亜型であることが確認され、当該農場及び当該農場の関連農場で飼養されている肉用鶏を処分するなど防疫措置を開始（防疫措置完了：1月14日）。

#### ○1月12日

#### <県の対応>

- ・県内養鶏農家や畜産関係団体等に電話、ファクシミリにより情報提供し、特に養鶏農家に対しては、異状の有無を確認し、農場出入口での消毒、野鳥の侵入防止、異常家きんを確認した際の早期通報の徹底について指導。
- ・以後、現地指導が必要と思われる農家に対して家畜保健衛生所が立入検査を実施（1月12日～1月30日：計33戸）。

#### ○1月17日

- ・オオタカの確定検査の結果、H5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された。
- ・野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」となる。

<県の対応>

- ・「対応レベル3」への引き上げに伴い、野鳥監視重点区域以外の地域においても、野鳥の異常監視を強化（※）。

○ 1月19日

- ・環境省の野鳥緊急調査チームが、東京都大田区での高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う野鳥監視重点区域内の10地点における鳥類生息調査等を実施。異常は認められなかった。

<県の対応>

- ・野鳥緊急調査チームとともに、県内の野鳥監視重点区域内の鳥類生息調査等を実施。

○ 2月5日

- ・東京都大田区での高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う野鳥監視重点区域内で異常が確認されていないことを踏まえ、環境省は回収日（1月5日）の翌日から30日後となる2月4日24時をもって、同区域の指定を解除。
- ・野鳥サーバランスにおける全国の対応レベルが、国内単一箇所発生時の「対応レベル2」となる。

<県の対応>

- ・引き続き、県内全域で「対応レベル2」による野鳥の異常監視を実施。
- ・野鳥監視重点区域の解除を受け、自然環境保全センターにおいて、2月6日から傷病野鳥の受入れを再開。

○ 2月14日

- ・環境省は、2月13日24時をもって、香川県における肉用鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う野鳥監視重点区域を解除。
- ・国内発生事例はなくなったが、引き続き韓国での発生が見られることから、全国の対応レベルが近隣国発生時の「レベル2」として継続される。

<県の対応>

- ・引き続き、県内全域で「対応レベル2」による野鳥の異常監視を実施。

※野鳥の異常監視の強化

死亡野鳥が発見された場合のインフルエンザ簡易検査を行う基準を、対応レベルにより強化する。

<本県における簡易検査実施基準羽数>

対応レベル	検査優先種1 (※1)	検査優先種2 (※2)	検査優先種3 (※3)	その他の種 (※4)
野鳥監視重点区域	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
レベル1	3羽以上 (タカ目・ハヤブサ目 は1羽以上)	3羽以上 (タカ目は1羽以上)	5羽以上	5羽以上
レベル2	3羽以上 (タカ目・ハヤブサ目 は1羽以上)	3羽以上 (タカ目は1羽以上)	5羽以上	5羽以上
レベル3	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上

死亡羽数は、同一場所における連続する3日間の累積羽数

- (※1) 高病原性鳥インフルエンザウイルスに感受性が高く、検出しやすいと考えられる種
- (※2) 過去に日本と韓国等において感染確認のある種
- (※3) 検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カツブリ科、ツル科、カモメ科、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種
- (※4) 検査優先種1～3以外の鳥種すべて

### <検査状況（1月10日以降）>

No	場所	種名	検査優先種	発見羽数	回収日	簡易検査		遺伝子検査	
						検査日	検査結果	検査日	検査結果
1	横浜市鶴見区	オオバン	2	2	1/12	1/12	陰性	1/15	陰性
2	横浜市保土ヶ谷区	ユリカモメ	1	1	1/18	1/18	陰性	1/19	陰性
3	横浜市旭区	オオタカ	1	1	1/18	1/18	陰性	1/23	陰性
4	茅ヶ崎市	ハシボソカラス	その他	11	1/22	1/22	陰性	1/25	陰性
5	藤沢市	ヒヨドリ	その他	6	2/8	2/8	陰性	2/13	陰性

## 2 今後の県の対応

- 環境省や近隣都県と情報を共有し、県内全域において、引き続き野鳥の異常監視を実施する。
- 県ホームページ等を活用し、鳥インフルエンザに関する情報提供及び注意喚起を行う。
- 県内の養鶏農家等で鳥インフルエンザの疑いがある事例が発生した場合は、「神奈川県危機管理対処方針」に基づいて、直ちに防疫対策を始める体制とする。

## 【参考】今シーズンの全国の鳥インフルエンザ検査状況等

### (1) 野鳥関係

(平成30年2月15日 16:00現在)

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定日／型等	野鳥監視重点区域指定状況
1	島根県	松江市	コブハクチヨウ	11/5	陽性	△	11/9 H5N6 亜型	11/5 指定 12/12解除
2	島根県	松江市	キンクロハジロ	11/7	陽性	△	11/13 H5N6 亜型	11/7 指定 12/12解除
3	島根県	松江市	キンクロハジロ	11/9	陽性	△	11/15 H5N6 亜型	11/7 指定 12/12解除
4	島根県	松江市	ユリカモメ	11/10	陽性	△	11/15 H5N6 亜型	11/5 指定 12/12解除
5	島根県	松江市	コブハクチヨウ	11/11	陽性	△	11/20 H5N6 亜型	11/5 指定 12/12解除
6	島根県	松江市	コブハクチヨウ	11/12	陽性	△	11/20 H5N6 亜型	11/7 指定 12/12解除
7	島根県	出雲市	コブハクチヨウ	11/12	陽性	△	11/24 A型鳥インフルエンザウイルスは検出されず	11/5指定 12/12解除

8	島根県	松江市	キンクロハジロ	11/12	陰性	陽性	11/20 H5N6 亜型	11/7 指定 12/12解除
9	島根県	出雲市	オオバン	11/16	陽性		11/24 A型鳥インフルエンザウイルスは検出されず	11/16指定 11/24解除
10	岩手県	一関市	オオハクチヨウ	12/14	陽性		12/20 鳥インフルエンザウイルス(H6N2 亜型)と判明 ※高病原性ではない	12/14指定 12/20解除
11	東京都	大田区	オオタカ	1/5	陰性	陽性	1/17 H5N6 亜型	1/10指定 2/4解除
12	島根県	浜田市	カンムリカイツブリ	1/16	陽性		1/22 A型鳥インフルエンザウイルスは検出されず	1/16指定 1/22解除
13	京都府	京都市	カルガモ	1/18	陰性	陽性	1/29 鳥インフルエンザウイルス(H12N2 亜型)と判明 ※高病原性ではない	1/22指定 1/29解除
14	滋賀県	彦根市	カルガモ	2/1	陰性	陽性	2/15 鳥インフルエンザウイルス(H1N1 亜型)と判明 ※高病原性ではない	2/9指定 2/15解除

## (2)家きん関係

番号	場所	発生状況	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定日／型等	野鳥監視重点区域指定状況
1	香川県さぬき市	肉用鶏 約9万1千羽	1/11 H5N6 亜型	1/10指定 2/13解除

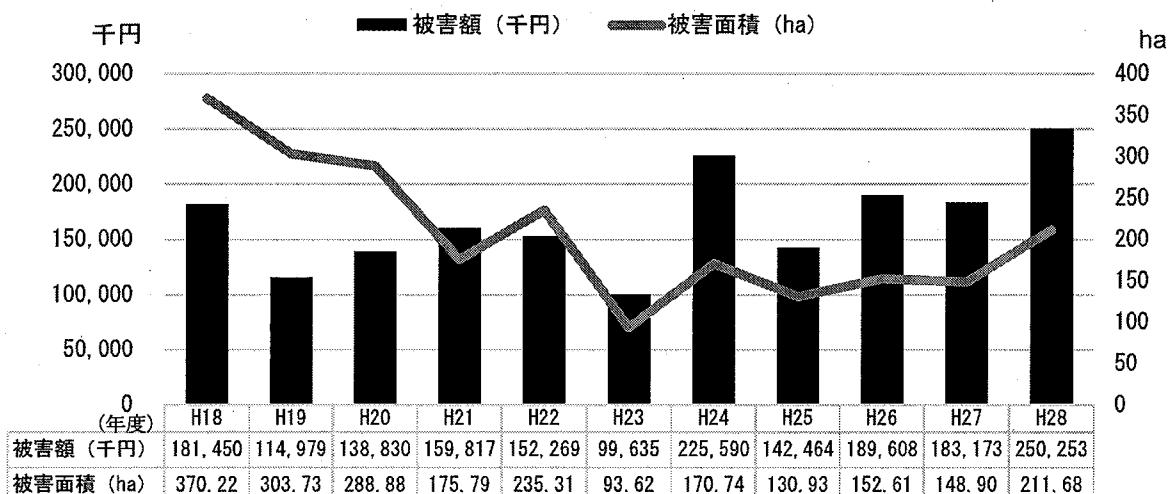
## V 鳥獣被害対策の取組について

県では、捕獲をはじめとする鳥獣被害対策に取り組んできたが、県内の農作物被害額は、増加傾向にある。

そのため、今年度から、かながわ鳥獣被害対策支援センターを設置するなど、鳥獣被害対策を強化していることから、平成29年度の取組状況等について報告する。

### 1 これまでの取組状況

#### (1) 県内の農作物被害額等の推移



#### (2) 県内の鳥獣捕獲数の推移

鳥獣被害をもたらす主な鳥獣の捕獲数は増加傾向にある。

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
ニホンジカ		1,627頭	2,083頭	2,049頭	2,143頭	2,297頭	2,851頭
ニホンザル		56頭	114頭	74頭	173頭	108頭	139頭
イノシシ		1,033頭	1,625頭	981頭	1,578頭	1,520頭	2,504頭

#### (3) 鳥獣被害対策の成果

鳥獣被害対策として、地域ぐるみで、集落環境整備、被害防護対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策（※）を地域の状況に応じて実施したところ、農作物被害額の減少、鳥獣の出没数の減少等、大きな成果があがることが明らかとなった。

#### ※3つの基本対策

- 集落環境整備・・・鳥獣の隠れ家となる藪の刈り払いや鳥獣のエサとなる放棄果樹の除去など
- 被害防護対策・・・鳥獣の侵入を防ぐ防護柵の設置や住宅地からの追い払いなど
- 鳥獣の捕獲・・・銃器やわなによる加害鳥獣の捕獲

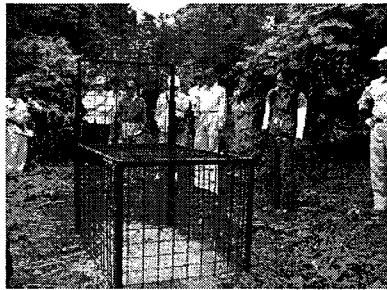
(対策のイメージ)



集落環境整備



被害防護対策



鳥獣の捕獲

平成24年度から28年度まで地域県政総合センター単位で実施した「鳥獣被害対策支援チーム」の取組地域（県が支援を行い、地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施した地区）

項目番号	地域	地域名	支援期間 (年度)	主な対象鳥獣
1	県央	厚木市上萩野	H24～25	サル、シカ
2		愛川町弊山	H26～28	サル、イノシシ、アライグマ
3	湘南	秦野市寺山	H24～25	シカ、イノシシ
4		伊勢原市比々多	H24～27	サル、シカ、イノシシ
5		伊勢原市大山（子易）	H24～27	サル、シカ、イノシシ、クマ
6		秦野市堀西	H26～28	シカ、イノシシ
7		伊勢原市高部屋	H27	サル、シカ、イノシシ
8		高麗山周辺地区 (平塚市高根・大磯町東小磯)	H27～28	イノシシ
9		平塚市西南部 (平塚市土屋・吉沢)	H27	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、(シカ)
10		大磯町西部 (大磯町西小磯ほか)	H27	シカ、イノシシ、鳥類、ハクビシン、アライグマ
11	県西	南足柄市内山	H24～28	シカ、イノシシ、アライグマ
12		山北町川西平山	H27～28	サル、シカ、イノシシ

主な鳥獣による農作物被害額の状況（伊勢原市子易地区の事例）

区分	年度	H24	H26	増減 (H24 比)
ニホンジカ		639 千円	552 千円	△87 千円 (△13.6%)
ニホンザル		3,040 千円	836 千円	△2,204 千円 (△72.5%)
イノシシ		765 千円	43 千円	△722 千円 (△94.3%)
ツキノワグマ		1,490 千円	99 千円	△1,391 千円 (△93.3%)
計		5,934 千円	1,530 千円	△4,404 千円 (△74.2%)

## 2 平成29年度の取組

### (1) ニホンジカ及びニホンザル対策の推進

平成29年3月に策定した「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」及び「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、7月には、それぞれ捕獲頭数や被害防除対策等を定めた事業実施計画を策定し、対策を推進している。

#### <これまでの経過>

平成29年6月 第4次ニホンザル管理計画に基づく事業の実施内容についての県民説明会開催

(17日：相模原市・厚木市、20日：小田原市)

7月 神奈川県鳥獣総合対策協議会においてニホンジカ及びニホンザル事業実施計画を協議し、策定

#### <主な取組>

計画に基づき、ニホンジカについては、丹沢山地の山稜部に加え、定着防止区域である箱根山地においても、県による管理捕獲を進めている。

ニホンザルについては、市町村等への技術的支援を行い、市街地を中心には生息する管理困難な群れや、生息エリアが重複する群れの除去に向けた捕獲が進むなどの取組が進展している。

### (2) かながわ鳥獣被害対策支援センターの取組

鳥獣被害対策は、集落環境整備、被害防護対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的である。

こうした取組を広げていくため、地域県政総合センター単位で実施していた支援を集約して、高い専門性を持つ「かながわ鳥獣被害対策支援センター」（以下「支援C」という。）を設置し、市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っている。

#### ア 設置場所

平塚市西八幡1-3-1 平塚合同庁舎別館

#### イ 体制

9名（常勤5名、非常勤4名）

- ・常勤 リーダー（事務）1名、鳥獣被害対策支援マネージャー 1名  
主査（農業）1名、主任技師（林業）1名、主任主事（事務）1名
- ・非常勤（4分の3） 鳥獣被害対策専門員 4名

※地域県政総合センター単位に地域別担当者を定めている。

※機動力：ライトバン1台、軽トラック2台

#### ウ 業務内容

##### (ア) 「地域ぐるみの対策」支援

- ・鳥獣の出没・被害等の状況把握、対策への合意形成の支援
- ・重点取組計画策定支援、対策の実施、効果検証

##### (イ) 個別対策の技術支援

- ・相談への助言、わなのかけ方など技術的指導

##### (ウ) 人材育成

- ・地域リーダー育成、市町村職員等への研修

## エ 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

捕獲や防護柵設置などの対策を進めているにも関わらず、鳥獣による農作物被害額は依然として減少していない。しかし、市町村や地域住民等が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を行った地区では、農作物被害額の減少が見られている。

こうした対策を普及していくため、これまで県が支援を行っていない地区を「重点取組地区」として選定し、「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行うことで、モデルとなるような取組を増やしていく。

### (ア) 重点取組地区の選定

#### <現状と課題>

- ・シカとサルについては、県で管理計画を定め、県と市町村が役割分担して対策を進めている。
- ・イノシシについては、地域が主体となって対策を行っているが、近年、丹沢や箱根の山麓だけでなく、県北部や平塚・大磯、三浦半島等に被害が広がっており、これらの地域では、被害に十分に対応できていない地区が多い。
- ・アライグマやタイワニリスなどの外来種の生息分布が拡大し、被害が広がってきていたため、侵入初期の段階での早期対応が必要となっている。
- ・農業技術センターが設置する「展示ほ(※)」や市町村のモデル的な取組と連携することによって、支援の相乗効果が期待できる地区もある。

※ 実際の農地に電気柵等の侵入防止技術などを展示し、その効果を実証するためのほ場

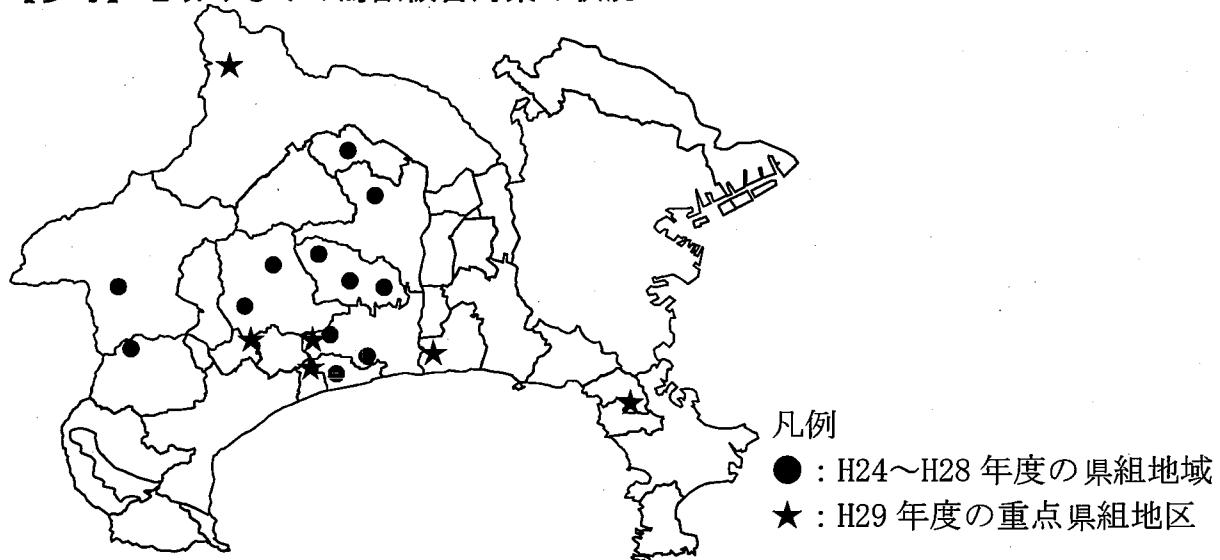
#### <選定の視点>

- ・現状と課題を踏まえて、次の視点で今年度の重点取組地区を選定した。
  - a 鳥獣種及び地域的に地域ぐるみの対策の空白域となっている。
  - b 鳥獣による人身被害が懸念されるなど、緊急に解決すべき問題がある。
  - c 侵略的な外来生物等の被害の初期段階にある。
  - d 他施策との連携により対策の相乗効果が期待できる。

#### <選定地区>

- ・市町村から推薦のあった10地区から、選定の視点を踏まえ6地区を重点取組地区として選定した。
- ・重点取組地区の選定から外れた4地区については、支援Cが必要な支援を個別的に行っている。
- ・昨年度まで地域県政総合センターが中心となって支援を行ってきた地区についても必要な支援を行っている。
- ・推薦のなかった市町村に対しては、次年度以降の重点取組地区的選定を視野に、広域的、専門的観点からの被害実態の分析等に基づく情報提供や働きかけを行っていく。

## 【参考】地域ぐるみの鳥獣被害対策の状況



### (1) 重点取組地区的対策の進め方

被害が発生している地域の現状を把握し、必要な対策について合意形成を図りながら計画を作成し、実行する。そして、対策の効果検証と評価を行いながら、地域の自立を促す。

また、「地域ぐるみの対策」の普及を図るために、重点取組地区的対策の効果を広く周知するとともに、他の地域の住民が参加できる現場での被害対策技術講習会を開催する。

#### <スケジュール>

平成29年 6月 27 日

重点取組地区 6 地区を選定し、取組支援開始

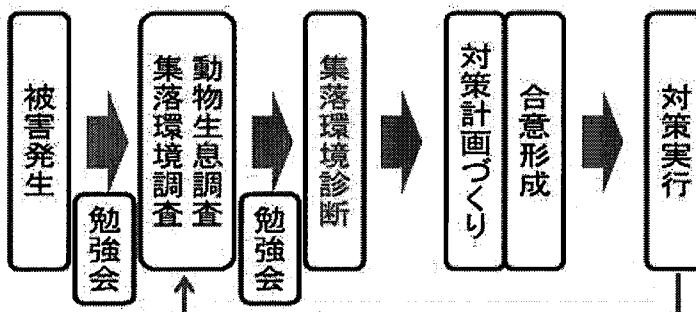
9月、12月及び2月

環境農政常任委員会へ取組の進捗状況を報告

平成30年 1～3月

平成30年度の重点取組地区的調整

#### 対策実行の手順



集落環境診断

(8月13日 相模原市緑区名倉地区)

※耕作地単位の被害箇所数の変化等により具体的な効果を把握

(ウ) 重点取組地区の主な取組状況

項目番号	地区名	主な対象鳥獣	地域事情と主な取組状況 【平成30年2月22日現在】	選定の視点
1	葉山町二子山地区	イノシシ	<p>元々地域にいなかったイノシシが、近年、縁地に定着し、人身被害が懸念され緊急度が高い。住民の対策意欲が高い。</p> <p>現在、集落環境調査等を終え、センサーカメラによる監視強化を実施し、それらの結果を随時、勉強会で共有している。また、町鳥獣被害対策協議会によるくくりわな等での捕獲も継続している。</p> <p>さらに、<u>12/20に地域住民などにより藪刈りを行うとともに、これまでに行われていなかった箱わなによる捕獲の試行を1月より開始した。加えて、2/14に地域住民などにより防護柵を設置、2/19にわな捕獲等の講習会を行った。</u></p>	a, b
2	相模原市緑区名倉地区	イノシシ シカ	<p>近年イノシシ、シカ被害が増加。耕作意欲が高く、市としてモデル地区とするべく取り組んでおり、対策の相乗効果が期待できる。</p> <p>現在、目視による集落環境調査等を終え、随時、勉強会を行うとともに、自治会が獣友会に委託して、近年休止していたくくりわなによる捕獲を再開した。また、地域住民がわな免許を取得し、10/14、28に、わな講習会を開催し、箱わなやくくりわなによる捕獲を開始した。</p> <p>加えて、ドローンによる集落環境調査の試行を9/4に、本調査を9/22と1/16に実施するとともに、9/8にセンサーカメラを設置、10/4に地域住民の手により抑草シートを施工した。<u>2/21の地域での勉強会で、ドローンで撮影した画像を用いて、今後の対策を検討した。</u></p>	a, d
3	平塚市土沢地区	イノシシ シカ	<p>近年イノシシ、シカ被害の増加が顕著。耕作意欲が高く、「展示ほ」の設置や国交付金を活用した柵設置が予定されており、対策の連携による相乗効果が期待できる。</p> <p>現在、集落環境調査等を終え、随時、生態等の勉強会を行うとともに、市鳥獣被害対策協議会による箱わな等での捕獲を継続している。</p> <p>また、9/11にセンサーカメラを設置し監視強化を図るとともに、9/15に展示ほを設置し、被害を受けにくい作物（ラッキョウ）の栽培を始めた。</p> <p>加えて、<u>1月から2月にかけて、地域住民などによる防護柵設置とその周辺の藪刈りなどを行った。</u></p>	a, d
4	茅ヶ崎市萩園地区	アライグマ	<p>H27からH28にかけてアライグマの被害が急増しており、初期対策により被害拡大を防ぐ必要性が高い。</p> <p>現在、集落環境調査を終え、随時、生態やわな捕獲等の勉強会を行うとともに、市が農家等に箱わなを貸し出しての捕獲を継続している。また、1/24から新たにわな（巣箱型わな）による捕獲を開始するとともに、<u>2/2に、わな捕獲や環境整備などの対策に向けた研修を行った。</u></p>	a, c
5	二宮町一色地区	イノシシ	<p>近年イノシシ被害が顕著。町の主要な農業生産地区。町はモデル地区として他地区へ普及したいという意欲が高く、対策の相乗効果が期待できる。</p> <p>現在、集落環境調査等を終え、随時、生態や防護柵設置改善などの勉強会を行うとともに、町鳥獣被害対策協議会による箱わなでの捕獲を継続している。</p> <p>加えて、<u>1/29に農地周辺の藪刈りを実施するとともに、新たに箱わなを設置した。</u></p>	a, d
6	大井町高尾地区	イノシシ シカ ハクビシン	<p>近年イノシシ、シカ、ハクビシン被害が増加。H26アライグマ初捕獲。地区的営農意欲は高い。町はモデル地区として他地区へ普及したいという意欲が高く、「展示ほ」と連携した支援による相乗効果が期待できる。</p> <p>現在、集落環境調査等を終え、随時、勉強会を行うとともに、町鳥獣被害対策実施隊による箱わな等での捕獲を継続している。また、<u>8～10月まで展示ほ（防護柵）を設置し、センサーカメラで設置効果を検証した。</u></p> <p>さらに、<u>10/12に周辺樹林地の獣道などにセンサーカメラを設置し、監視強化を図っている。</u></p>	a, d

## (エ) 重点取組地区での効果

- ・鳥獣被害対策に地域ぐるみで取り組む体制が構築され、今後も自主的な取組の継続により、被害軽減が期待できる。
- ・鳥獣被害対策として必要な3つの基本対策（集落環境整備、防護対策、捕獲）に対する、地域での共通理解が深まった。
- ・市町村や地域住民の方から、イノシシ対策での技術支援が非常に有益であった、センサーカメラのイノシシ等の撮影画像の提供によりわな捕獲が進んだ、設置が簡易で効果的な防護柵の設置や是正のアドバイスにより鳥獣被害がなくなった、といった声が聞かれる。

### オ ニホンザルに係る専門的な技術的支援

第4次管理計画に基づく各年度の事業実施計画の策定と事業実施に当たり、モニタリングや効果的な事業実施に向けた技術的支援を行う。

#### (ア) ニホンザルの効果的な追い上げ手法の検討

G P S 首輪による効果的な位置情報の把握など、新たなI C T 技術を活用した追い上げ手法等の検討を行う。

##### <スケジュール>

平成29年10月～平成30年3月 G P S を用いた効率的なサルの管理技術の試行に係る委託業務を実施

#### (イ) 捕獲したニホンザルの個体分析

捕獲した個体の性・年齢から、捕獲が的確に行われていることを検証するとともに、繁殖状況や栄養状態をモニタリングすることで、次年度の計画に活用する。

##### <スケジュール>

平成29年7月～平成30年3月 ニホンザル捕獲個体分析委託業務を実施

### (3) 新たな技術の活用による鳥獣被害対策の負担軽減

鳥獣被害対策を行う現場では、高齢化・人口減少といった地域の弱体化が進んでいるため、地域の担い手が持続的に対策に取り組めるよう、対策実施に係る負担を軽減することが必要である。

そのため、ドローンを活用した集落環境調査の実用化に向けた検討や中小型獣類の効果的な捕獲わなを試用したモデル事業の実施など、新たな技術の活用により効率的な対策を推進する。



ドローンを活用した集落環境調査

(11月22日：大磯町西久保地区)の様子



巣箱型わなの設置

(1月9日：茅ヶ崎市萩園地区)の様子

<スケジュール>

平成29年9月～平成30年3月 ドローンを活用した集落環境調査の実用化等の検討に係る委託業務を実施

- ・相模原市緑区名倉地区（1回目を9月に実施、2回目を1月に実施）
- ・大磯町西久保・虫窪地区（1回目を11月に実施、2回目を2月に実施）
- ・上記のほか、2月に大井町高尾地区で赤外線カメラによる野生動物調査を、また、綾瀬市早川地区で鳥類の追払い実証実験をそれぞれ実施。

平成30年1月～3月 中小型獣類の効果的な捕獲わなを試用したモデル事業を実施

- ・茅ヶ崎市萩園地区（給餌することなく捕獲ができる巣箱型わなを使用）

(4) ジビエの活用を通じた捕獲体制の強化

県西地域を中心とした各市町村において、自治体、農協、獣友会等が協力して地域の被害防止対策を検討・実施しているが、高齢化・人口減少により捕獲に伴う作業（わな設置、見回り、埋設処分等）が過大な負担となっている。

このため、移動式解体処理車の導入を支援し、捕獲個体を収集することで、捕獲者の負担軽減を図り、さらに収集したイノシシをジビエとして活用するため、広域協議会において移動式解体処理車を運用する民間事業者を公募し、優先交渉先を決定して調整を続けてきた。しかし、民間事業者から、事業内容を精査した結果、採算が確保できないという理由で、1月4日に辞退届が提出された。

これを受けて、1月23日に広域協議会が開催され、他の民間事業者が現れる見込みもないため事業の終了が決定された。

今後、飲食店等のジビエの利用ニーズを調査し、捕獲から販売まで出口を見据えた新たな仕組みを構築するために、どのような支援を行うことが有効か、市町村や関係団体、民間事業者等の意見を聞きながら検討していく。

<経緯>

平成29年4月21日 神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会設立

5月1日～24日 広域協議会が事業者を公募

6月 厚生常任委員会へ「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例」の概要を報告（保健福祉局）

6月下旬～ 1社が応募し、優先交渉先として選定し、移動式解体処理車の運用に関する検討・調整

9月 第3回定例会に改正条例案を提出（厚生常任委員会付託）

10月20日 改正条例の公布

11月30日 改正条例の施行

平成30年1月4日 優先交渉先から辞退届の提出

1月23日 神奈川県西部広域有害鳥獣対策協議会において事業の終了を決定

(5) かながわハンター塾 2nd ステージ

捕獲の担い手を確保するため、平成26年度から開催している「かながわハンター塾」において、新たに実際の狩猟の現場を体験するプログラムを実施し、狩猟の魅力・楽しさを伝え、狩猟のイメージアップを図ることで、特に若年層の狩猟免許の取得、獵銃の所持許可の促進を図る。

<実績>

平成29年10月15日～11月14日の狩猟期間に、相模原市鳥屋獵区において3回実施した。(28名参加)

## VI 森林環境税（仮称）等の概要について

平成29年12月に平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが盛り込まれたことから、その概要について報告する。

### 1 森林環境税について

#### (1) 森林環境税（仮称）

- ア 森林環境税（仮称）は国税とし、平成36年度から課税する。
- イ 納税義務者は国内に住所を有する個人とし、税額は年1,000円とする。
- ウ 賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を経由して税収の全額を国の譲与税特別会計に払い込む。

#### (2) 森林環境譲与税（仮称）

##### ア 用途

市町村	間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
都道府県	森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

##### イ 譲与基準及び本県への譲与額

###### (ア) 譲与基準

譲与先	譲与割合	譲与基準
市町村	総額の9割	50%：私有林人工林面積（林野率による補正あり） 20%：林業就業者数 30%：人口
都道府県	総額の1割	市町村と同じ

###### (イ) 本県への譲与額（試算）

市町村	13億 950万円
神奈川県	1億4,550万円

※国では、市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するよう経過措置を設定しているが、本試算は経過措置終了後（平成45年度）の譲与額を、林野庁から提示されたデータにより、本県において試算。

##### ウ 導入時期

森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31年度から行う。平成35年度までの間における譲与財源は、譲与税特別会計における借り入れにより対応する。

## 2 新たな森林管理システムについて

国は、新たな森林管理システムの創設に向け、関連法案を検討している。

### (1) システムの概要

- ア 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化。
- イ 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ウ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理。

### (2) 森林環境譲与税（仮称）との関係

市町村による森林管理やこのシステムを円滑に機能させるための経費は、森林環境譲与税（仮称）の使途対象。

### (3) 施行期日（予定）

平成31年4月1日

## 3 県の対応について

平成31年度からの導入に向け、森林環境譲与税（仮称）と県の水源環境保全税を活用して推進する施策を整理するとともに、新たな森林管理システムの円滑な実施のため、市町村支援などの準備を進める。

## VII ウメ輪紋ウイルスへの対応状況について

ウメなどの植物に感染する植物ウイルスである、「ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス。以下「本ウイルス」という。）」に感染したウメ等の植物が、横浜市内及び川崎市内の一部地域で確認されたため、県では農林水産省と連携し、本ウイルスの感染植物が確認された地域及びその周辺地域でウメ等の植物の感染状況の調査や感染植物等の防除を実施していることから、現在の状況について報告する。

### 1 平成 28 年度に感染が確認された植物の状況

#### (1) 平成 28 年度の調査結果等

平成 28 年 6 月、横浜市港北区内のウメで本ウイルスの感染が確認されたため、周辺地域について調査を実施したところ、121 園地で感染植物が確認され、農林水産省は、横浜市港北区及び鶴見区の一部地域を防除区域に指定した。（平成 29 年 2 月 24 日施行）

#### (2) 感染植物等の廃棄

平成 30 年 1 月末現在、112 園地 628 本の植物を廃棄した。

### 2 平成 29 年度に感染が確認された植物の状況

#### (1) 平成 29 年度の調査結果

防除区域及びその周辺の調査を実施したところ、横浜市港北区、鶴見区及び川崎市幸区の一部地域の 755 園地（平成 30 年 2 月 7 日現在）で感染植物が確認された。

#### (2) 防除区域の指定

農林水産省は、平成 29 年度に新たに感染植物が確認された地域等を防除区域に追加指定した。（平成 30 年 2 月 7 日公布、平成 30 年 3 月 9 日施行）

<県内で追加指定された区域>

横浜市	鶴見区	江ヶ崎町、上の宮一丁目、上の宮二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、鶴見一丁目、鶴見二丁目、馬場一丁目、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾東台、元宮二丁目、矢向一丁目、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目、矢向六丁目
	港北区	大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目
川崎市	幸区	小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、小倉五丁目、鹿島田一丁目、鹿島田二丁目、鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、北加瀬二丁目、北加瀬三丁目、新小倉、新川崎、塚越二丁目、塚越三丁目、塚越四丁目、東小倉、南加瀬一丁目、南加瀬二丁目、南加瀬三丁目、南加瀬四丁目、南加瀬五丁目、南幸町三丁目、矢上、柳町

(3) 感染植物等の廃棄

県が、農林水産省から既に内示されている交付金で、順次、感染植物等の所有者と損失補償契約を締結中であり、引き続き、植物の廃棄を実施する予定である。また、残りの感染植物等についても、不足する損失補償及び廃棄に係る費用につき、交付金の措置等がされ次第、廃棄等を実施する予定である。

### 3 平成30年度の予定

引き続き、農林水産省と連携し、4月から防除区域及びその周辺等の調査を行うとともに、感染植物等の廃棄を実施する予定である。

## Ⅷ 台風第21号による被害への対応状況について

台風第21号による農林水産業への被害について、平成29年12月の当常任委員会に報告した。このたび、その後の復旧に係る県の予算対応の状況について、報告する。

### 1 平成29年度2月補正予算で対応予定のもの

被害場所	被 害 の 内 容	2月補正予算額 (単位:千円)
三崎漁港	・二町谷南防波堤の一部滑動 被災延長 約100m ・南防波堤の一部破損 被災延長 約20m	76,761

### 2 平成29年度11月補正予算で対応しているもの

被害場所	被 害 の 内 容	11月補正予算額 (単位:千円)
鎌倉市山ノ内	建長寺裏の斜面崩壊により治山施設が損壊	5,000
山北町	峰ノ沢 治山工事現場で土石流発生 (4,000m <sup>3</sup> )	16,902
	山市場 山腹崩壊 (200m <sup>2</sup> )	6,290
	中川ほか 源蔵向 (中川) で土砂流出し、林道に被害	15,600
	向原 東沢上流第2で山腹崩壊 (2,250m <sup>2</sup> )	6,470
	平山 酒水の滝下で山腹崩壊 (500m <sup>2</sup> ) し、町道などに被害	5,541

※復旧のための測量・設計委託に係る補正。

### 3 平成29年度予算で対応しているもの

被害場所	被 害 の 内 容	執行額 (単位:千円)
伊勢原市日向ほか	薬師林道ほか湘南地域県政総合センター管内の林道4路線で法面崩落など	1,100
山北町中川ほか	県西地域県政総合センター管内の林道(22路線・55箇所)で法面崩落、土砂流出、倒木など	12,600
清川村煤ヶ谷ほか	法論堂林道ほか県央地域県政総合センター管内の林道16路線崩落など	23,200

## IX 平成29年度環境農政局が所管する公共事業の評価結果について

環境農政局では、所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択や実施、完了から一定の期間が経過した公共事業について、神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領及び事後評価実施要領に基づき、再評価及び事後評価を実施している。

平成29年度は、再評価を3件、事後評価を4件行い、県の対応方針を決定したことから、その概要を報告する。

### 1 評価の概要

#### (1) 再評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業の進捗状況やコスト縮減の可能性等の視点から事業継続の可否の評価を行い、事業の継続に当たっては、必要に応じ事業の見直しを行う。また、事業の継続が適当と認められない場合には、事業の休止又は中止をする。

- ア 事業採択後、5年を経過した年度において継続中の国庫補助事業
- イ 事業実施後、5年を経過した年度において継続中の県単独事業
- ウ 再評価実施後、5年を経過した年度において継続中の事業

#### (2) 事後評価

次のいずれかの要件に該当する事業を対象に、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、効果が認められた事業の事後評価を終了する。併せて、評価結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させる。

なお、引き続き効果を検証する必要がある事業については、改めて事後評価を実施する。

- ア 全体事業費が5億円以上で、完了から5年が経過した事業
- イ 過去において再評価を実施した事業で、完了から5年が経過した事業

### 2 評価の流れ

評価に当たって、県は各評価対象事業の対応方針（案）を作成して、学識経験者等の第三者で構成する「神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「公共事業評価委員会」という。）」に対し意見を求め、その意見を尊重して、県の対応方針を決定するとともに、評価結果を公表する。

### 3 平成29年度の評価対象事業

#### (1) 再評価

番号	事業名（箇所名）	公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）
①	特定流域総合治山対策事業（ダムノ上ほか33箇所）	継続
②	農業用施設防災対策事業（大城地区）	継続
③	特定漁港漁場整備事業（三崎漁港）	継続

#### (2) 事後評価

番号	事業名（箇所名）	公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）
①	県営ほ場整備事業（大田地区）	事後評価を終了する。
②	農業用施設防災対策事業（海老名用水地区）	事後評価を終了する。
③	農業用施設防災対策事業（日影地区）	事後評価を終了する。
④	漁港海岸環境整備事業（小田原漁港）	事後評価を終了する。

#### 4 平成29年度の公共事業評価委員会意見及び評価結果

平成29年11月24日付けで公共事業評価委員会から提出された意見を受け、次のとおり県の対応方針を決定した。

##### (1) 意見（主文）

「対象公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとする」とを相当とするとの意見を受けた。

##### (2) 委員会の附帯意見及び県の対応方針

委員会の附帯意見 【総論的意見】	<p>本県は、豊かな農林水産資源を有し、特に県西地域においては、地域の特性を活かした、自然環境の維持と食料供給の役割を果たしてきた。この役割は今後ますます重要となる。豊かな森林が、生物多様性に富む里山や農地を健全に維持しながら、水産資源と海洋環境を形成する。</p> <p>環境農政局においては、公共事業を実施するに当たって経費の節減や地域環境保全に十分に配慮するとともに、公共事業の役割やその効果について積極的に開示し、県民の理解を深めること。</p> <p>なお、事後評価に当たっては、事業の効果を客観的かつ定量的に測定し、積極的にデータを開示することが望ましい。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>公共事業の実施に当たっては、引き続き経費の節減や地域環境に十分に配慮を行うとともに、県民の理解を深めるため、事業の役割やその効果について積極的に開示する。</p> <p>また、事後評価に当たっては、より客観的かつ定量的に事業の効果を把握できる方法を用いるほか、事業の特性に応じて、県民に効果が分かりやすい方法で評価をし、積極的に開示する。</p>

<再評価>

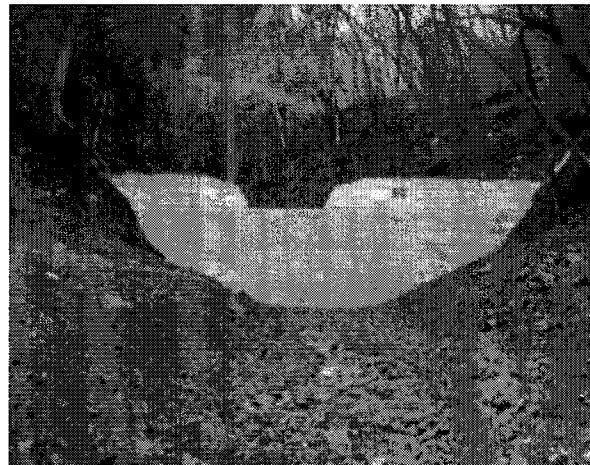
① 特定流域総合治山対策事業〔ダムノ上ほか33箇所（山北町）〕

事業概要	
<b>ア 事業目的</b>	
平成22年9月に来襲した台風9号により、被災した森林を早期に復旧させ、被害の拡大を防ぎ、流域全体の森林を保全することで、森林の持つ公益的機能を回復させる。	
<b>イ 事業箇所</b> 足柄上郡山北町世附地内	
<b>ウ 事業概要</b> • 谷止工10基 • 山腹基礎工47基 • 山腹緑化工1.94ha • 森林整備9.26ha	
<b>エ 事業期間</b> 平成24年度～平成33年度	
公共事業評価 委員会に県が 示した対応方 針（案）	継続：事業は着実に進捗しており、被災した森林を早期に復旧させ、被害の拡大を防ぐことが引き続き必要であると考える。本事業を継続することで、流域全体の森林を保全し、水源かん養機能や土砂流出防止機能などの、森林の持つ公益的機能を回復させることが見込まれる。
委員会意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。
県の対応方針	継続

委員会の附帯意見 【各論的意見】	<p>本事業地は、丹沢大山国定公園（第3種特別地域）に指定されており、多くの利用者と地域住民に安全で安心できる工法の検討が必要である。</p> <p>治山事業の工法採用に当たっては、土砂流出抑制のため渓床勾配を安定させ、ダムへの土砂流入の抑止を図ること。</p> <p>さらに希少動植物の保全に適した工法・資材の選択には「環境農政局公共工事環境配慮プログラム実施要領」に十分配慮するとともに、経費縮減に努めること。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>渓間工や山腹工、森林整備を適切に施工することにより、渓床勾配を安定させ、ダムへの土砂流入の抑止を図るとともに、環境農政局公共工事環境配慮プログラムの中でも、希少動植物の保全に配慮し、適した工法・資材によって実施する。</p>



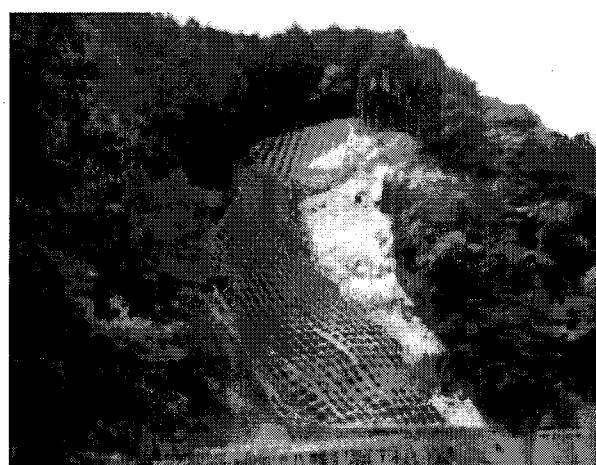
着工前（谷止工）



着工後（谷止工）



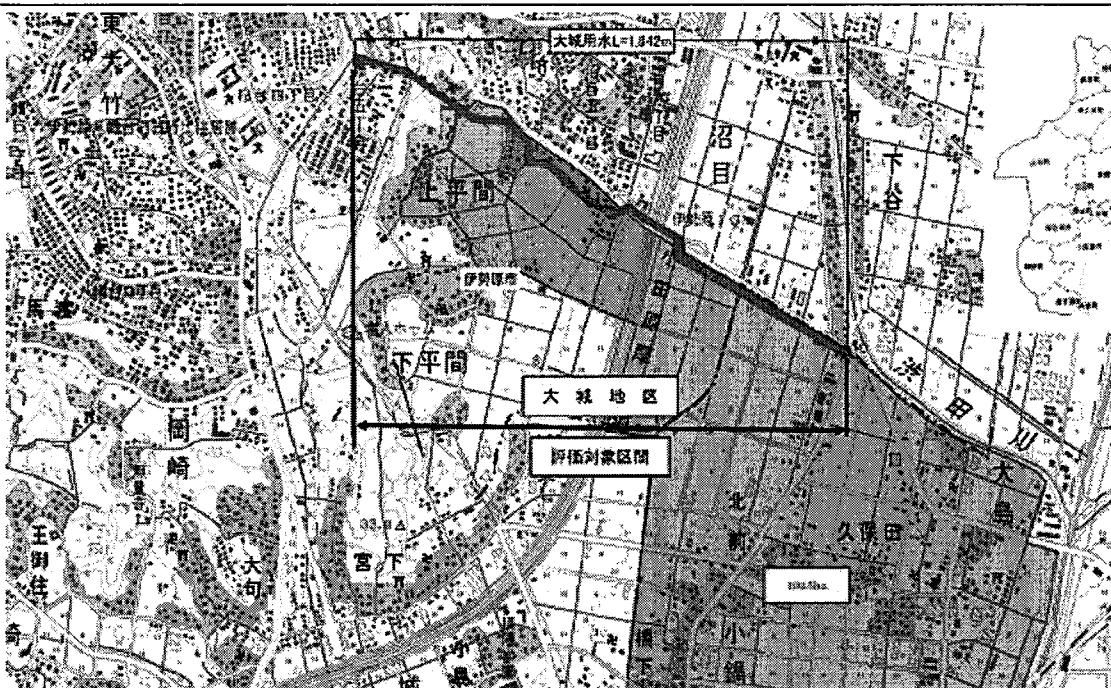
着工前（法面工）



着工後（法面工）

## ② 農業用施設防災対策事業〔大城地区（平塚市、伊勢原市）〕

### 事業概要



#### ア 事業目的

- (ア) 老朽化した水路や素掘りのトンネル水路を改修し、周辺の農地や住宅、道路等への災害を未然に防止する。
- (イ) 水路の通水能力を復元して用水量や取水位を確保し、農業経営の安定を図る。

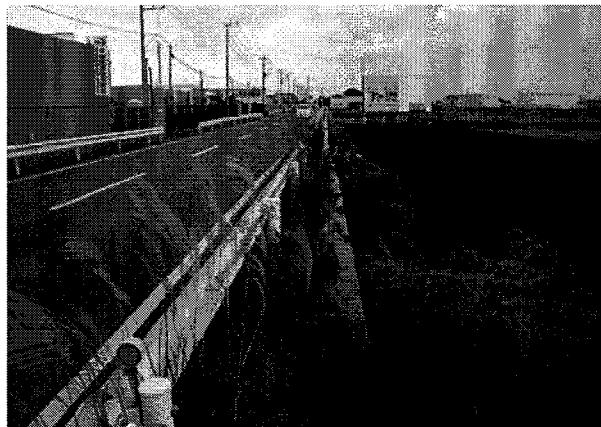
イ 事業箇所 平塚市小鍋島、伊勢原市上平間地内

ウ 事業概要 用水路改修 1,842m

エ 事業期間 平成24年度～平成33年度

公共事業評価 委員会に県が示した対応方針（案）	継続：老朽化した水路の災害の未然防止や通水能力の復元など、事業の必要性は着手時と比較して変化はなく、また、事業も着実に進捗している。事業を継続することで、災害防止に加え作物生産量の増加や維持管理費の軽減も期待できるなど、より大きな効果が見込まれる。
委員会意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。
県の対応方針	継続

委員会の附帯意見 【各論的意見】	<p>これまで必要水量が届かず減収している状況に対しては、本改修工事により干害被害を防止し、さらなる生産量の増収につなげること。</p> <p>本事業地の開渠部に蓋をする等安全面への配慮と生物多様性への配慮をしつつ、経費縮減に努めること。</p> <p>なお、作物生産の増収効果については、定量的に把握するよう努めること。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>事業を継続し、必要水量を確保することにより、生産量の増収につなげるほか、経費縮減に努める。</p> <p>整備に当たり、特に転落等の危険がある箇所については、安全対策を関係機関と協議していく。</p> <p>また、事業を通じて、良好な水質の用水を十分に供給することにより、多様な生物の生息環境の保全に努める。</p> <p>作物生産の効果等については、農林水産統計データ等を基に算定をしているところであるが、今後は地元への聞き取りなど、現地の実態把握に努める。</p>

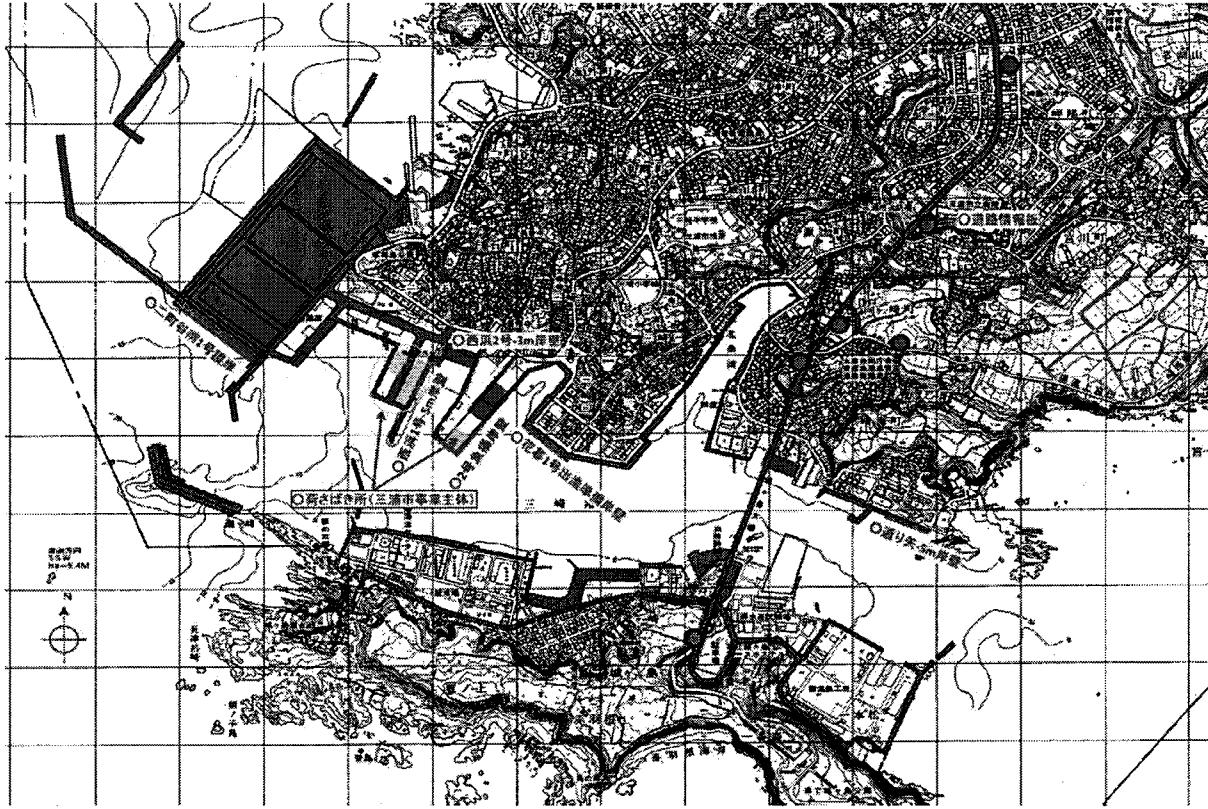


着工前



着工後

### ③ 特定漁港漁場整備事業〔三崎漁港（三浦市）〕

事業概要	
	
ア 事業目的	<p>(ア) 消費者に信頼され、競争力を有する力強い水産業を展開する。</p> <p>(イ) 災害発生時における就業者の安全を確保し、漁港機能を喪失しない、災害に強い漁業地域を形成する。</p>
イ 事業箇所	三浦市
ウ 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岸壁耐震対策工 N=4岸壁 ・護岸嵩上げ工 L=250m</li> <li>・荷捌き所 一式(三浦市事業)</li> </ul>
エ 事業期間	平成24年度～平成30年度（平成31年度まで延伸予定）
公共事業評価 委員会に県が示した対応方針（案）	継続：地域の水産業の競争力強化や、耐震化など災害への対応力強化の必要性は、事業着手時と比較して変化はなく、また、事業も着実に進捗している。事業を継続することで水産物の付加価値化や災害時の漁港機能の確保が図られるなど、より大きな効果が見込まれる。
委員会意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。
県の対応方針	継続

<p>委員会の附帯意見 【各論的意見】</p>	<p>新たな荷さばき所の整備により、さらなる高度衛生管理に努め、品質の向上など利用者から信頼される市場を目指すこと。</p> <p>漁獲量の大半のマグロの水揚げ量が減少するなか、本県のみならず地域の豊かな食を支えるために地元自治体と連携し、三崎ブランドの競争力強化と地域の活性化につなげること。</p> <p>今後もコスト削減に努め、平成31年度の工事完了を目指すこと。</p>
<p>附帯意見を受けての県の今後の対応</p>	<p>施設整備に加えて、三浦市と連携し、衛生管理体制に係る施設利用者へのルールづくり等、水産物の品質向上のための取組を継続して進めて、三崎ブランドの競争力強化と地域の活性化を図る。</p> <p>併せて、引き続きコスト削減に努め、平成31年度の工事完了を目指す。</p>



二町谷 1号護岸



2号魚揚岸壁



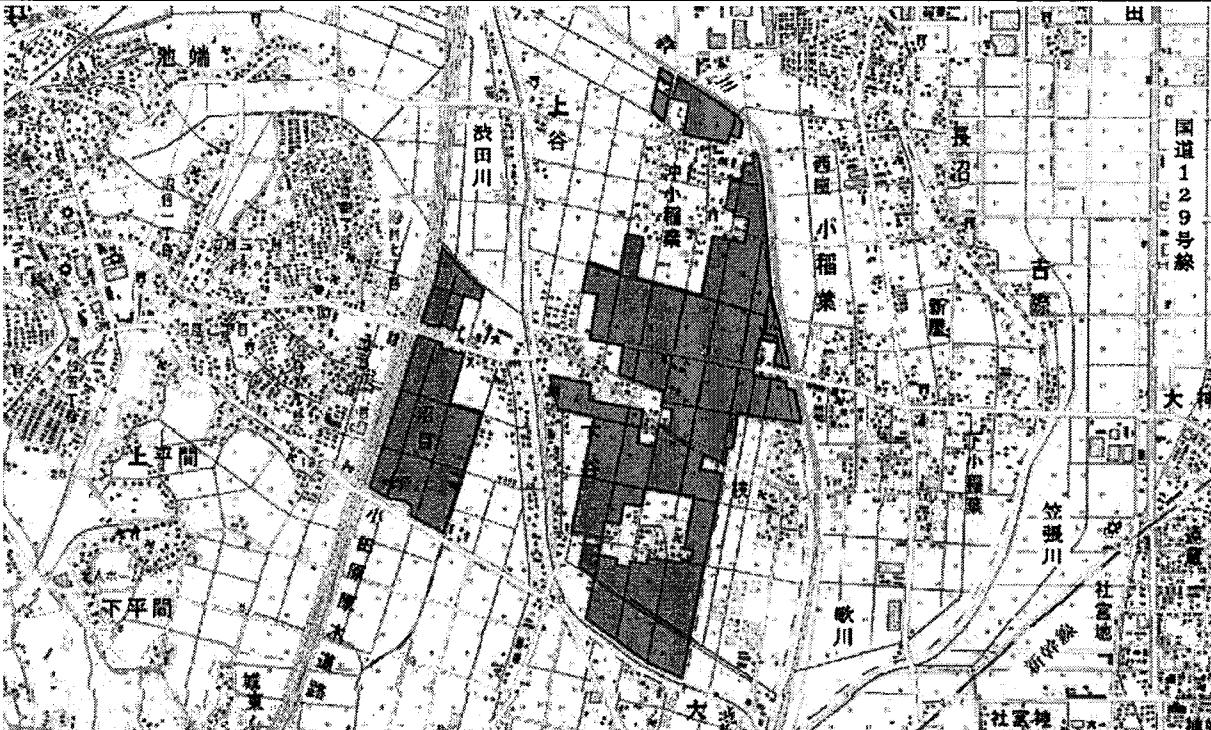
西浜 1号-5m岸壁



荷さばき所

<事後評価>

① 県営ほ場整備事業〔大田地区（伊勢原市）〕

事業概要	
	
ア 事業目的	
(ア) 狹小な水田等の区画整理と併せて農道、用排水施設を一体的に整備し、農業の生産性の向上、農作業の効率化を図る。	
(イ) 水田等の区画整理を契機に、農業の担い手への農地の集積を促進する。	
イ 事業箇所	伊勢原市沼目、下谷、沖小稲葉地内
ウ 事業概要	区画整理 72.4ha
エ 事業期間	平成10年度～平成24年度
公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）	<p>十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。 ：農業の生産性の向上や、農作業の効率化や、農地の担い手への集積が図られ、事業目的は達成されている。</p>
委員会意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。
県の対応方針	事後評価を終了する。

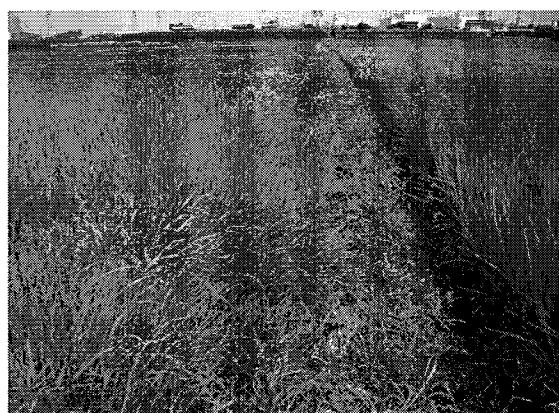
委員会の附帯意見 【各論的意見】	<p>大区画化による、ほ場整備は、農作業の効率化や省力化が図られることから、担い手への農地の利用集積をさらに進めていくことが期待される。</p> <p>また、オーナー制度の取組は、楽しみながら農業を体験できるなど、環境教育としての農業の啓発活動へもつながる。</p> <p>なお、本事業の作物生産効果については、客観的かつ定量的に把握するよう努めることが望ましい。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>今後も担い手への一層の集積を図るとともに、田んぼの生き物調査など都市住民への農業の理解促進につながる地域活動への支援に努めていく。</p> <p>作物生産効果については、農林水産統計データ等を基に算定をしているところであるが、今後は地元への聞き取りなど、現地の実態の把握に努め、ほ場整備の効果等を情報発信していく。</p>



着工前（農道）



着工後（農道）



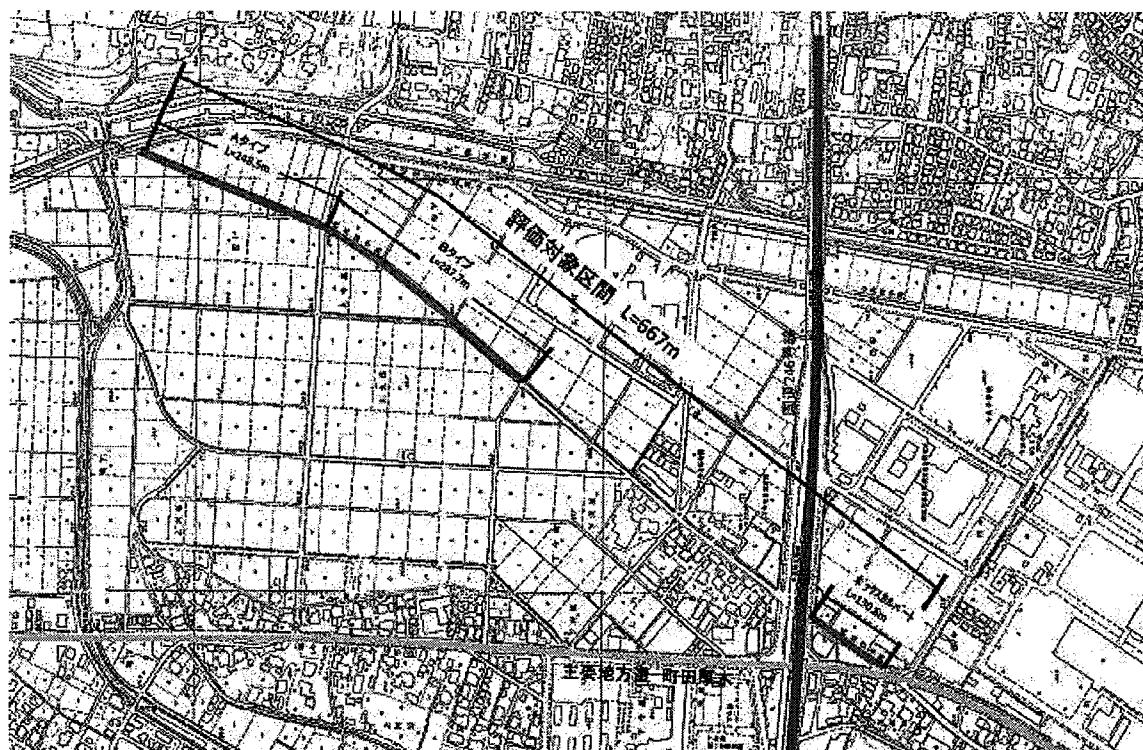
着工前（水路）



着工後（水路）

## ② 農業用施設防災対策事業〔海老名用水地区（海老名市）〕

### 事業概要



#### ア 事業目的

- (ア) 老朽化、不等沈下に起因する護岸の損壊が生じている水路を改修し、農地等への災害（冠水）を未然に防止する。
- (イ) 水路の流下能力を復元して用水量や取水位を確保し、農業経営の安定を図る。

イ 事業箇所 海老名市上今泉・下今泉地内

ウ 事業概要 用水路改修 667m

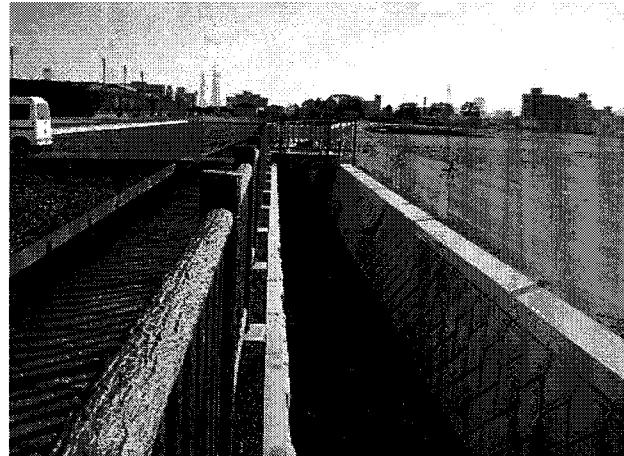
エ 事業期間 平成17年度～平成24年度

公共事業評価 委員会に県が 示した対応方 針（案）	十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。 ：災害を未然に防止する効果や維持管理コストを軽減する効果が十分に出ており、農業経営の安定にも寄与している。事業目的は達成されている。
委員会意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。
県の対応方針	事後評価を終了する。

委員会の附帯意見 【各論的意見】	<p>農地の災害防止効果だけではなく、家屋の浸水被害を防止する便益など、農外効果も評価できる。</p> <p>冬期湛水は、生物多様性につながるので、さらなる取組が期待される。</p> <p>また、水路沿いの作業路は散策路としての利用も可能であることから、有効活用を図ることが望ましい。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>冬期湛水は、地元農業者の理解を得ながら今後も取り組んでもらえる農家の拡大を図っていく。</p> <p>また、水路沿いの作業路の管理者である海老名市に、散策路としての活用を提案していく。</p>

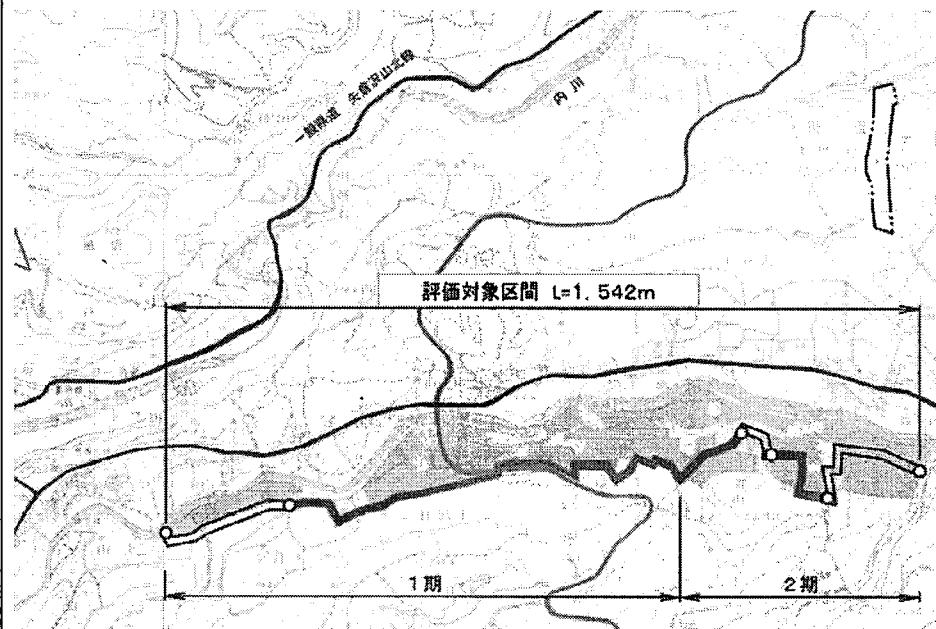


着工前



着工後

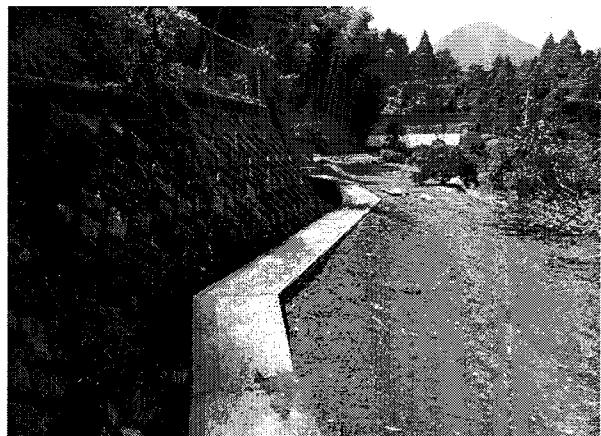
### ③ 農業用施設防災対策事業〔日影地区（南足柄市）〕

事業概要									
	<table border="1"> <tr> <td>事 件</td><td>平成8年評価</td></tr> <tr> <td>事 業 名</td><td>農業用施設防災対策事業</td></tr> <tr> <td>地 区(路線名)</td><td>日影</td></tr> <tr> <td>業 務</td><td>事業実施</td></tr> </table> <p>縮 尺 S = 1 : 10 000</p>	事 件	平成8年評価	事 業 名	農業用施設防災対策事業	地 区(路線名)	日影	業 務	事業実施
事 件	平成8年評価								
事 業 名	農業用施設防災対策事業								
地 区(路線名)	日影								
業 務	事業実施								
<b>ア 事業目的</b>									
(ア) 老朽化の進行、山腹の土砂崩落に伴う閉塞が生じている水路を改修し、農地等への災害（冠水被害）を未然に防止する。									
(イ) 水路の通水能力を復元して用水量や取水位を確保し、農業経営の安定を図る。									
イ 事業箇所	南足柄市苅野地内								
ウ 事業概要	用水路改修 1,542 m								
エ 事業期間	平成8年度～平成24年度								
公共事業評価 委員会に県が 示した対応方 針（案）	<p>十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。 ：災害を未然に防止する効果や維持管理コストを軽減する効果が十分に出ており、農業経営の安定にも寄与している。事業目的は達成されている。</p>								
委員会意見	県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。								
県の対応方針	事後評価を終了する。								

委員会の附帯意見 【各論的意見】	<p>取水口等の管理や日常の清掃がしやすいよう水路整備と併せて管理用通路を整備すること。</p> <p>改修時に現場で発生した玉石の再利用は効果的である。</p> <p>また、水路上部に樹木等がある区間には、落葉が水路に入らないよう蓋を設置するなどの工夫が必要である。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>今後事業を実施するに当たり、使いやすい施設となるよう、日常の維持管理を考慮した管理用通路や蓋の設置など、地元農業者と協議していく。</p> <p>また、現場で発生した玉石等、再利用可能なものは今後も積極的に活用していく。</p>



着工前



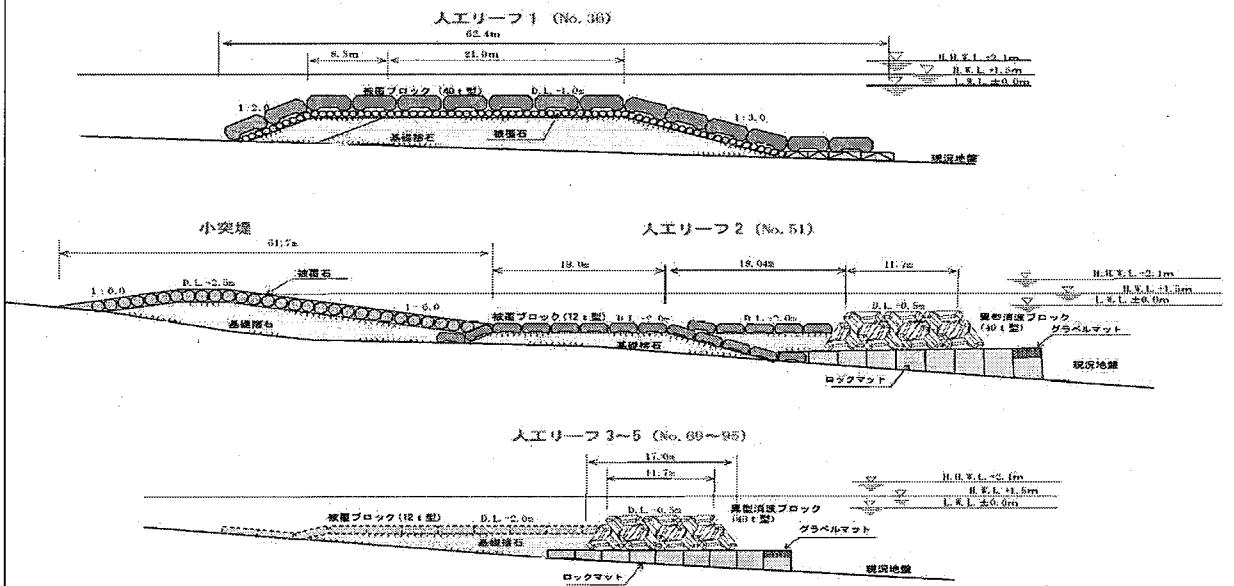
着工後

#### ④ 漁港海岸環境整備事業〔小田原漁港（小田原市）〕

事業概要	
<p><b>ア 事業目的</b></p> <p>(ア) 海岸保全施設の設置により、海岸浸食を防止し砂浜の回復・安定化を図る。</p> <p>(イ) 海岸保全機能を回復・増進し、高潮浸水による財産等の損失を未然に防止する。</p> <p>(ウ) 海岸利用者の増加に伴う地域への経済効果、及び水産協調型施設の導入により海域環境の向上を図る。</p>	
<p><b>イ 事業箇所</b> 小田原市本町・浜町地先</p> <p><b>ウ 事業概要</b> 人工リーフ 5基 ほか（突堤工、養浜工等）</p> <p><b>エ 事業期間</b> 平成3年度～平成24年度</p>	
<p><b>公共事業評価委員会に県が示した対応方針（案）</b></p>	<p>十分な効果の発現が認められたことから、事後評価を終了する。 ：砂浜は安定しており、併せて後背地の安全性も確保されている。様々なイベントで活用されるなど経済効果も出ている。事業目的は達成している。</p>
<p><b>委員会意見</b></p>	<p>県が示した対応方針（案）のとおりとすることを相当とする。</p>
<p><b>県の対応方針</b></p>	<p>事後評価を終了する。</p>

委員会の附帯意見 【各論的意見】	<p>海岸保全施設を海中に整備する場合、施設に環境機能を付加することで海域の生産力向上を図れることが判明した。</p> <p>海岸の環境及び利用状況を勘案し、生物環境に配慮した施設を積極的に採用する。</p> <p>なお、同地域は海底地形が急峻であり波浪の影響を強く受けることから、今後も継続的に事業効果を注視していく必要がある。</p>
附帯意見を受けての県の今後の対応	<p>今後も海岸保全施設等を整備する場合は、海域の生産力向上にむけ、生物環境に配慮した構造等を積極的に採用する。</p> <p>また、事業完了後の汀線変化についても引き続きモニタリング調査を継続し、必要に応じて養浜等の対策も検討する。</p>

### 主要構造物の断面図



## 人工リーフ断面図



### 整備後（荒天時海岸全景）



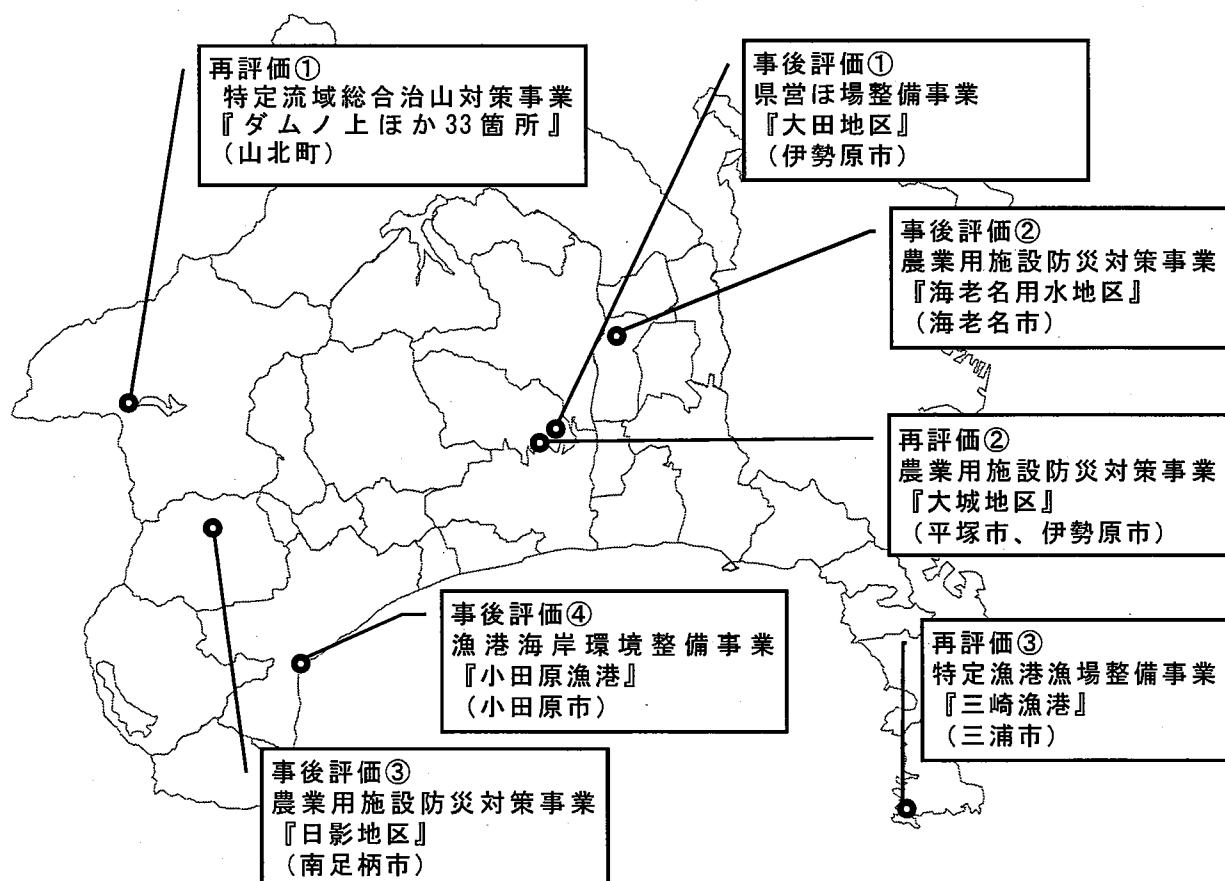
### 磯根資源（アワビ）確認

## 公共事業評価委員会委員名簿

役職	氏名	職業等	分野名
委員長	井上 公基	日本大学 生物資源科学部教授	農林水産業に関する 技術的分野(森林・林業)
副委員長	佐藤 正幸	弁護士	社会情勢に関する分野
委員	青砥 航次	NPO法人神奈川県 自然保護協会副理事長	環境に関する分野
委員	小池 治	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授	地域社会形成に関する 分野
委員	竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部教授	農林水産業に関する 技術的分野(農業・農村)
委員	山下 東子	大東文化大学 経済学部教授	農林水産業に関する 技術的分野(水産・漁業)

(任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 評価対象事業位置図（全体図）



## X 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく環境農政局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとする目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める神奈川県条例の見直しに関する要綱を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、施行の日から5年を経過することとしており、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の5つの視点から見直すこととしている。

このたび、環境農政局において所管する条例について当該要綱に基づく見直しを行ったことから、その結果を報告する。

### 1 対象条例

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例

### 2 見直し対象期間（施行状況を把握する期間）

平成24年度～28年度（5年間）

### 3 見直しの結果

当該条例の制定趣旨、上記2の見直し対象期間5年間の施行状況及び社会状況を考慮し、見直しを行った結果、改正を検討すべき運用上の課題はなかった。

### 4 その他

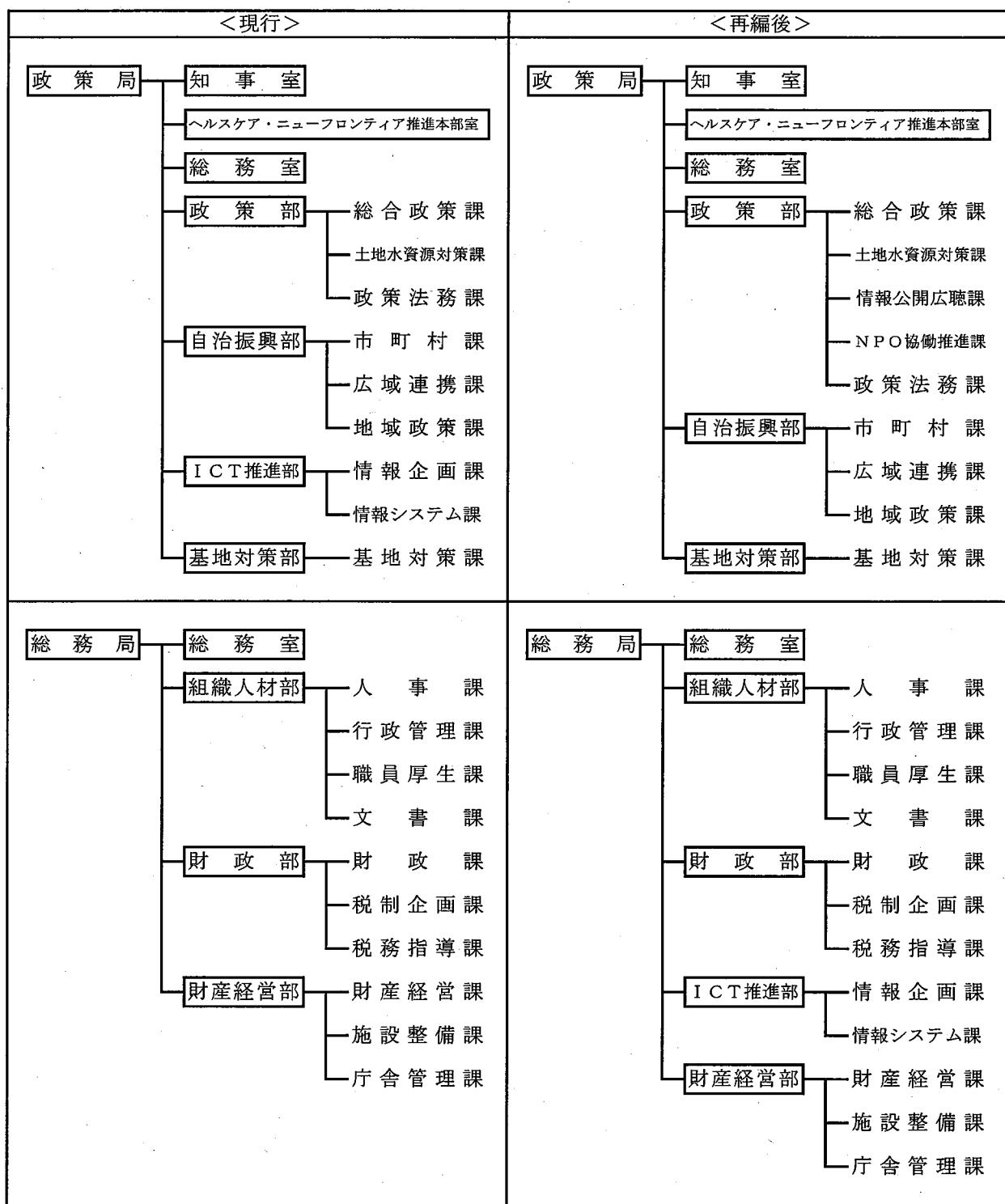
平成29年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたこと等に伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、本定例会に条例改正案を提出している。

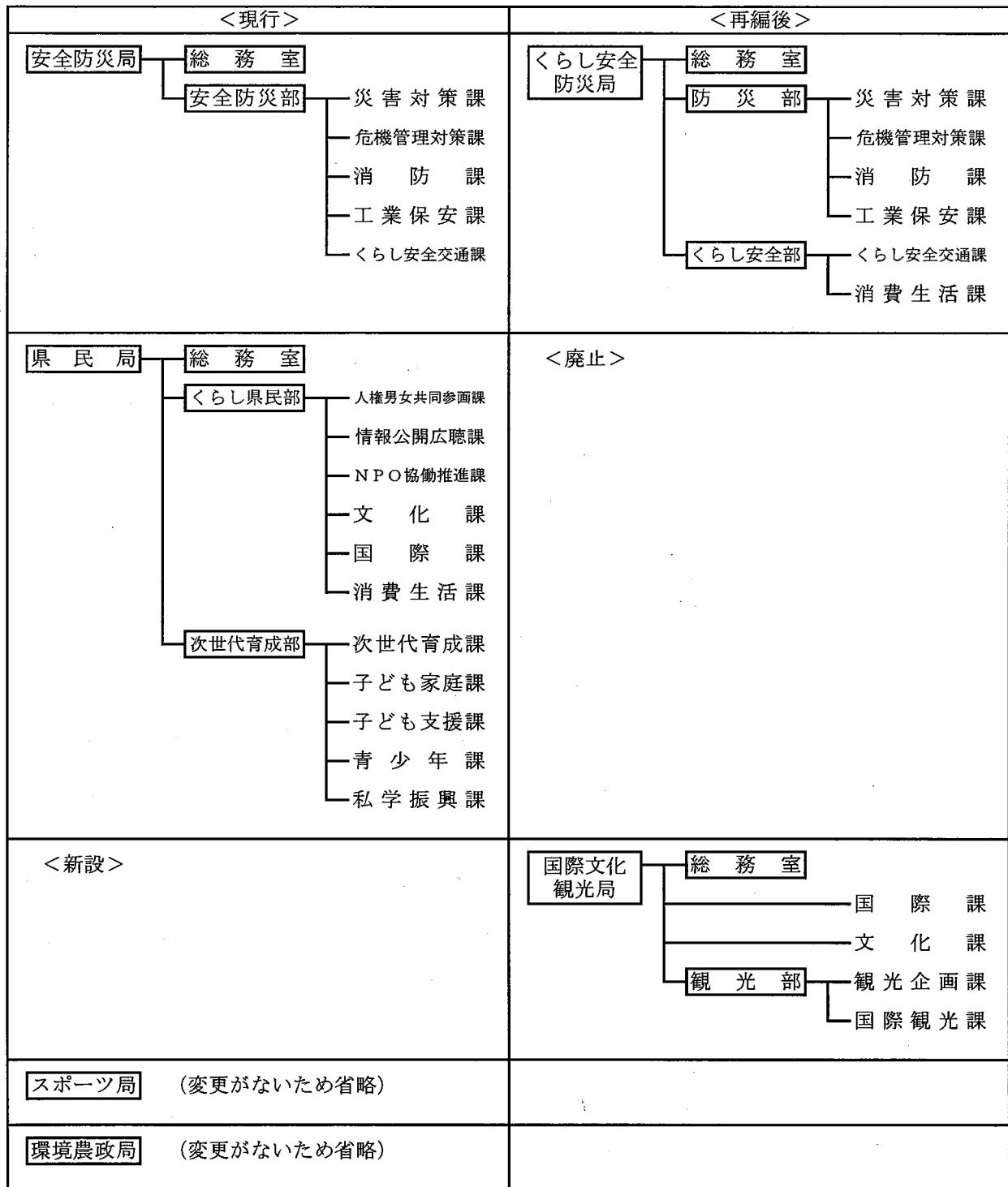
## 条例の見直し結果概要

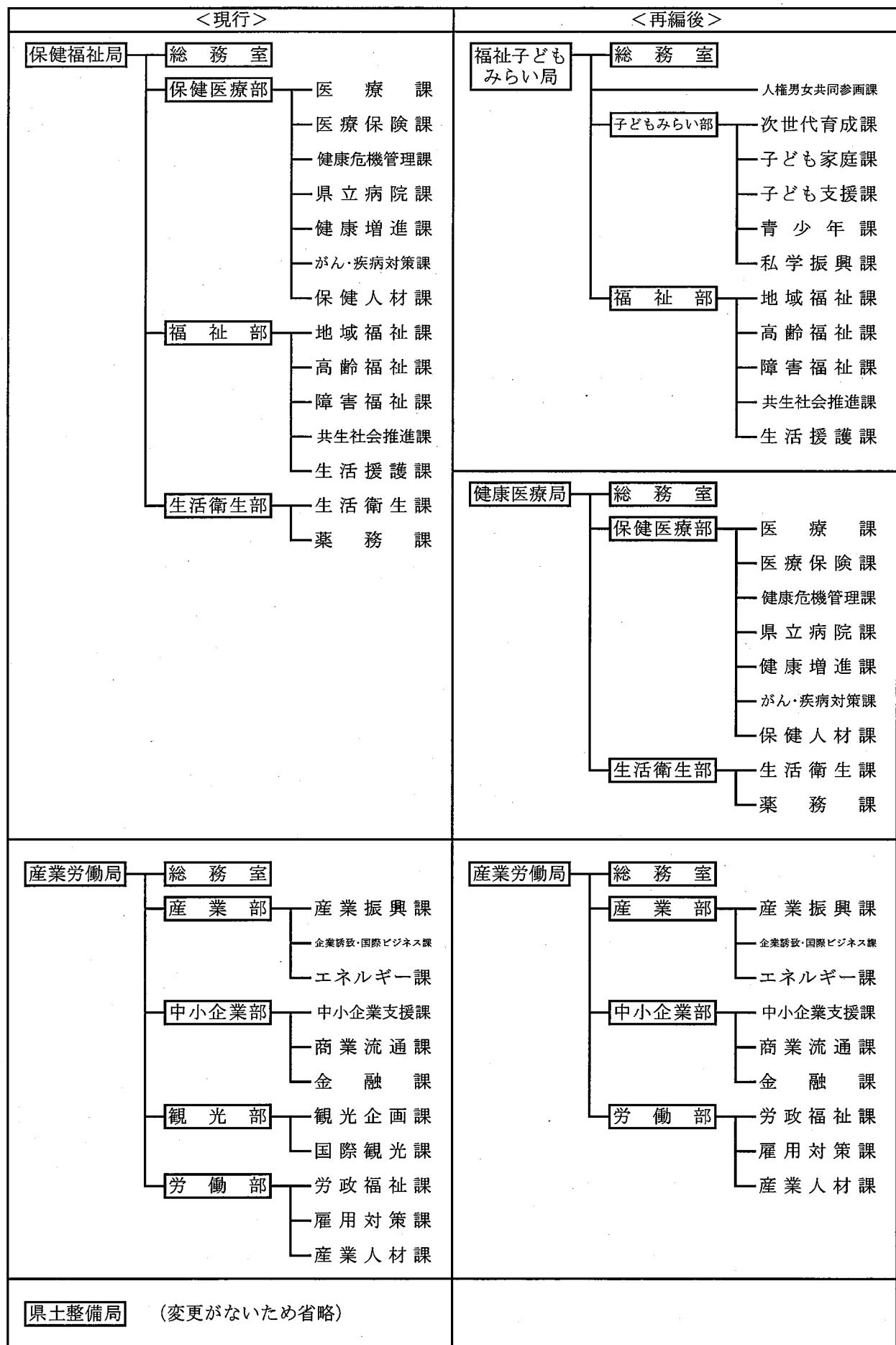
条例名	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	
施行日	平成19年4月1日	
所管室課	環境農政局環境部資源循環推進課	
条例の概要	廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全することを目的とし、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。	
	視点	検討内容
検討	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	近年、大規模な不法投棄事案は減少しているものの、小規模な不法投棄は後を絶たない状況である。また、インフラの老朽化に伴う設備更新等による建設系廃棄物の不適正保管の対応等が必要である。これらの課題に対処するために、産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるなど本条例により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補完し、引き続き不適正処理対策を推進することが必要である。
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例では、産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるほか、知事に不適正処理に関する調査等を求めることができることとしている。産業廃棄物の不適正保管量が平成24年度比では減少しており、また、近年、大規模な不法投棄等の発生が抑止されているなど、本条例は有效地に機能している。
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	本条例に基づく産業廃棄物の保管場所の届出、不適正処理に関する調査等の求め等により、不適正処理に対する早期発見・早期対応が図られているため、本条例は効率的な内容となっている。
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の政策の基本方向「循環型社会づくり」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、良好な生活環境を保全するために、事業者等に産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるほか、県民等が知事に不適正処理に関する調査等を求めるについて規定しているものであり、憲法・法令に抵触しない。
その他		
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理由等
	現行条例の運用上の課題はなく、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

## XI 本庁機関の再編について

平成29年第3回定例会で改正した神奈川県局設置条例に基づき、平成30年4月1日に次のとおり本庁機関を再編する。







## XII 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

### 1 趣旨

平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、既に達成された目標値の見直しや取組内容の充実等を図り、より効果的に取組みを進めていくために、改訂を行う。

### 2 経過

- 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2016年度評価報告書」（平成29年11月）のとりまとめに際し、神奈川県地方創生推進会議及び県議会から、KPI（重要業績評価指標）の達成状況やこれまでの取組みの成果を踏まえ、既に達成された目標値の見直し、目標項目や数値の捉え方の検証、取組内容の充実などの対応が望まれる、との指摘を受けた。
- 府内において、主な取組みやKPIの見直しについて検討・整理するとともに、平成30年1月24日開催の神奈川県地方創生推進会議において、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂について議論し、方向性の了承を得た。

### 3 改訂の概要 <「参考資料」参照>

#### (1) 「主な取組み」の追加・見直し

- 追加した「主な取組み」の数 7（「主な取組み」を追加した小柱 5）

基本目標	中柱	小柱	追加した「主な取組み」
2	(2) 神奈川モデルのショーケース化	③ロボットと共生する神奈川の発信	県民に向けたロボット活用の見える化の推進
	(3) 観光プロモーションの推進	①外国人観光客の誘致促進	外国人観光客受入環境の整備
3	(3) 働き方の改革	①多様な働き方ができる環境づくり	働き方改革に係る企業への支援
			がん患者の就労支援
4	(1) 健康長寿のまちづくり	①未病を改善する環境づくり ②高齢になっても活躍できる社会づくり	保健医療データの活用による未病改善の推進
			未病改善に向けたメタボリック指標の構築・活用促進 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援

- 名称変更した「主な取組み」の数 1

基本目標	中柱	小柱	改訂前	改訂後
1	(5) 産業創出・育成	③県内産業の成長促進	農林水産業の活性化	農林水産業の活性化による地産地消の推進

(2) 数値目標の見直し

基本目標	数値目標	2019年目標値(暦年)	
		改訂前	改訂後
2	外国人旅行者の訪問者数（暦年）	210万人	359万人

(3) KPI の見直し

- 目標値を見直したKPIの数 10 (うち、下方修正 1)

基本目標	中柱	小柱	KPI	2019年度目標値	
				改訂前	改訂後
1	(2) ロボット産業	①ロボット関連産業の創出・育成	生活支援ロボットの商品化件数（累計）	18件	25件
	(5) 産業創出・育成	③県内産業の成長促進	神奈川県プロ人材活用センターにおける相談件数	300件	400件
	(6) 就業の促進	①就業の促進	農林水産業への新規就業者数	153人	148人
2	(2) 神奈川モデルのショーケース化	③ロボットと共生する神奈川の発信	生活支援ロボットを体験する取組みに参加した人数（累計）	21,000人	21,200人
3	(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援	③妊娠・出産を支える社会環境の整備	風しん予防接種者報告件数（累計）	40,000件	80,000件
		④子育てを応援する社会の実現	かながわ子育て応援パスポートの協力施設数（累計）	2,500施設	3,540施設
			子育て世代包括支援センターの設置箇所数（累計）	33箇所	91箇所
4	(1) 健康長寿のまちづくり	②高齢になつても活躍できる社会づくり	認知症サポート医の養成人数（累計）	250人	300人
	(2) 持続可能な魅力あるまちづくり	①人口減少社会に対応したまちづくりの推進	空家等対策計画を策定した市町村数（累計）	13市町村	18市町村
		③安全で安心なまちづくりの推進	消防団の団員数	維持	維持 (計画期間内最大団員数を維持)

・ 追加したKPIの数 4

基本目標	中柱	小柱	追加したKPI
2	(1)神奈川ライフの展開	①神奈川ライフの展開による移住・定住の促進	県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の三浦半島地域の割合
			県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の県西地域の割合
4	(2)持続可能な魅力あるまちづくり	①人口減少社会に対応したまちづくりの推進	市街地再開発事業の完成地区数（累計）
		②個性豊かなまちづくりの推進	湘南邸園文化祭の参加人数（累計）

(4) SDGs（持続可能な開発目標）に関する記述を追加

- ・ 神奈川の地方創生の実現に向けて、SDGsを念頭に総合戦略に示した施策を着実に推進する。

【参考】

	基本目標	中柱	小柱	主な取組み	KPI
策定時 (平成28年3月)	4	16	31	108 (再掲3を含む)	74 (再掲5を含む)
前回改訂 (平成29年3月)				108 (再掲3を含む)	88 (再掲6を含む)
今回改訂 (平成30年3月)				115 (再掲3を含む)	92 (再掲6を含む)

4 今後の予定

平成30年3月 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年3月改訂）公表

《参考資料》

- ・ 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂（案）
- ・ 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 附属資料 数値目標・KPI一覧表改訂（案）

## XII 「神奈川県食育推進計画」改定案について

平成25年3月に策定した「第2次神奈川県食育推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了するため、学識経験者、関係団体の代表等で構成される「かながわ食育推進県民会議」の意見や、平成28年3月に改定された国の第3次食育推進基本計画を踏まえ、平成30年度を初年度とする新たな計画を策定することとし、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

### 1 これまでの経過

平成29年12月 厚生常任委員会他関係常任委員会に計画素案を報告

平成29年12月 素案に対するパブリック・コメントを実施

～平成30年1月

平成30年2月 かながわ食育推進県民会議を開催

### 2 改定の概要

#### (1) 改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定する。

#### (2) 計画の位置付け

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

#### (3) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

#### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

#### (5) 改定の考え方とポイント

##### ア 神奈川県が目指す食育の方向

###### (ア) 基本理念

未病を改善するための重要な要素である「食」について、県民一人ひとりが医食農同源の健康観など食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することにより、誰もが元気に笑顔で、長生きできる神奈川を目指す。

###### (イ) 基本方針

基本理念を実現するため、3つの基本方針を掲げ、県民が自ら実践する食育の推進に取り組む。

- a 健康な「体」をつくる
- b 豊かな「心」を育む
- c 食への理解を深め「神奈川の食」に親しむ

#### イ 第3次計画に追加する内容

- ・ 和食、日本型食生活の普及啓発
- ・ 食品ロス削減に関する普及啓発

### 3 改定計画案の構成

- (1) はじめに
- (2) かながわの食をめぐる現状
- (3) 神奈川県が目指す食育の方向
  - ア 基本理念
  - イ 基本方針
  - ウ 指標及び目標値
- (4) 食育推進の施策展開
  - ア 施策展開の考え方
  - イ 食育の基本的施策
  - ウ 県民、団体、事業者等に期待される取組
- (5) ライフステージごとのテーマと取組例
- (6) 推進体制

### 4 計画案に対するパブリック・コメントの状況

- (1) 意見募集期間  
平成29年12月20日～平成30年1月21日
- (2) 意見募集方法  
県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知
- (3) 意見の提出方法  
郵送、ファクシミリ、電子メール等
- (4) 提出された意見の概要
  - ア 意見件数 39件
  - イ 意見の内訳

区 分	件 数
(ア) 計画策定の趣旨等	5 件
(イ) 食をめぐる現状	4 件
(ウ) 県が目指す食育の方向	8 件
(エ) 施策展開等	9 件
(オ) 参考（第2次計画の成果と課題等）	6 件
(カ) その他（感想・質問等）	7 件
計	39 件

## ウ 意見の反映状況

区分	件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	9件
(イ) 計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	5件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	7件
(エ) 反映できません。	5件
(オ) その他（感想・質問等）	13件
計	39件

## エ 主な意見

- (ア) 新たな計画案に反映した意見
  - ・朝食欠食が問題ならば、何故食べた方が良いのかを記しておくと、理解が進むのではないか。
  - ・肥満・低体重がなぜ問題かという記載があると、理解が進むのではないか。
  - ・「和食」と「日本型食生活」の説明をきちんと記載してほしい。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見
  - ・「共食」は共に食事するだけではなく、食事を作る、後片付けするなどの食行動も含まれる。視点を広げ多様な共食を考える必要があるのでないか。
  - ・問題意識として食品ロスが取り上げられているが、学校以外でも展開する必要があるのでないか。
- (ウ) 今後の政策運営の参考とする意見
  - ・県民の健全な食生活の実践に向け、楽しく親しみやすい文言を選ぶよい。
  - ・食を楽しみ、心豊かにする取組みがあると食育をより進めやすい。
- (エ) 反映できない意見
  - ・食品の安全性に関する知識は幅と量が多い。認識度を図る指標については、食品表示の知識のみにしたらどうか。
- (オ) その他（感想・質問等）
  - ・県内全市町村で食育推進計画が策定され、全公立小・中学校で食に関する年間指導計画が策定されるなど、食育を推進する枠組みが大きく進展してきたことを評価する。
  - ・当団体でも理解を深めて、健康な食生活に向けた情報発信や食を楽しみ、心豊かにする情報発信を工夫したい。

## 5 素案からの主な変更点

### 記載内容の拡充

- 用語解説を充実させたほか、県民にわかりやすいよう、目次の中に用語解説の掲載場所(巻末)を記載した。
- I 「はじめに」に、SDGsの趣旨を踏まえて取り組むことを追記した。
- II 「かながわの食をめぐる現状」に、朝食欠食、肥満、低体重のリスクを記載した。
- III 「神奈川県が目指す食育の方向」、「3 指標及び目標値」に、新たに平成29年度の調査結果を踏まえた目標値を記載した。
- IV 「食育推進の施策展開」2 (1) (ア)「家庭での食育の推進」の、コラム「伝えていきたい日本の食文化」の中で、「和食」と「日本型食生活」の記載内容を充実させた。
- VI 「推進体制」、「5 計画の達成状況の点検及び評価」に、PDCAサイクルの視点に基づいた検証について記載した。

## 6 今後のスケジュール

平成30年3月 計画の決定

### 《参考資料》

「神奈川県食育推進計画」改定案（平成30年度～平成34年度）

